

第七十七回 参議院商工委員会會議録第四号

(一一一)

昭和五十一年五月十三日(木曜日)

午前十時三十分開会

委員の異動

五月十二日

辞任

鈴木 力君

補欠選任

沢田 政治君

五月十三日

辞任

藤井 恒男君

補欠選任

向井 長年君

出席者は左のとおり。

委員長 柳田桃太郎君

理事

熊谷太三郎君

楠 正俊君

竹田 現照君

加藤 進君

小笠 公昭君

船木 亨弘君

菅野 儀作君

林田悠紀夫君

福岡日出磨君

矢野 登君

吉武 恵市君

阿貝根 登君

沢田 政治君

対馬 幸且君

森下 昭司君

桑名 義治君

藤井 恒男君

向井 長年君

國務大臣

通商産業大臣 河本 敏夫君

政府委員

通商産業政務次官

通商産業省通商政策局長

通商産業省立地公書局長

通商産業省基礎産業局長

資源エネルギー庁長官

資源エネルギー庁長官

常任委員会専門員

事務局側

説明員

通商産業省基礎産業局化学肥料課長

資源エネルギー庁官房鉱業課長

金属鉱業事業団理事長

日本鉱業協会の長

全日本金属鉱山労働組合連合会中央執行委員長

中央執行委員長

参考人

金属鉱業事業団理事長

日本鉱業協会の長

全日本金属鉱山労働組合連合会中央執行委員長

中央執行委員長

参考人

金属鉱業事業団理事長

日本鉱業協会の長

全日本金属鉱山労働組合連合会中央執行委員長

中央執行委員長

参考人

金属鉱業事業団理事長

日本鉱業協会の長

全日本金属鉱山労働組合連合会中央執行委員長

中央執行委員長

参考人

金属鉱業事業団理事長

日本鉱業協会の長

全日本金属鉱山労働組合連合会中央執行委員長

中央執行委員長

参考人

金属鉱業事業団理事長

○委員長(柳田桃太郎君) 金属鉱業事業団法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本日は、本案についての参考人として、お手元の名簿のとおり、金属鉱業事業団理事長平塚保明君、日本鉱業協会会長藤崎章君、全日本金属鉱山労働組合連合会中央執行委員長原口幸隆君、以上三名の方々に御出席をいただいております。

この際、参考人の方々に一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、皆様には御多忙のところ、本委員会に御出席いただきまして、まことにありがとうございます。また、これから、ただいま議題となりまして法案につきまして、委員からの質問にお答えいただきたいと存じます。なお、御意見、御希望があれば、あわせてお聞かせ願いたいと存じます。どうぞよろしく願います。

それでは、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○沢田政治君 金属鉱業事業団法の一部を改正する案件について質問するわけでありますが、私個人の内容を整理しておりますので、あるいは前後するかと存じますが、答弁の際はどうか御了解願いたいと思っております。

まず第一に、大臣にお伺いしますが、日本は非常に資源の乏しい国である、こういうことはだれしも等しく現実の問題でありますから、理解をせざるを得ないわけでありまして、しかし一面において、世界の情勢といえますが、資源という問題は非常に大きく提起されておるわけであります。

しかも、資源は有限であります、これは地球上の資源でも、しかも、資源というものはある程度消耗すると、これは減耗してまいるわけでありますから、それと同時に、現実の世界は、世界連邦を志す方々もあるわけでありまして、依然として

てやっぱり人種国家あるいは国境国家、こういう状態にあることもこれは現実の問題だと思っております。そういう意味で、資源がどこかに偏在してある、あるいは流通が滞るといふことになると、大変な政治問題になってくる。地球的な規模の問題になることも、これはまた過去の歴史が物語っているところでもあります。由來、戦争の原因は、人種、宗教上の偏見もありますが、国境と資源、これが大きく戦争の原因になった歴史も、これは厳然たる事実だと思っております。

そういう意味で、大臣、乏しいわが国の資源ではあるが、特に第一次産業、これはどうしても自国で供給率を高めるか確保する、これは私はやっぱり国の基本政策でなければならぬ、こういうふうに考えておるわけであります。もう金さえ出せば何でも安く買えるという時代が終わったという現状認識に私は立派な得ないやないか、こういうふうに考えるわけであります。そういう意味で、日本の資源政策の展望についてどういう決意と理解を持っておるのか、まず最初にお聞きしたいと思っております。

○國務大臣(河本敏夫君) いまお述べになりましたように、わが国は資源に非常に乏しい国であります、しかも面積は狭くて人口が多い、こういう状態でございまして、いかにして必要な資源を安定的に確保して産業を盛んにするかとということが、要するに最大の課題になるわけでございまして、資源の安定的確保といえますと、これまたいまお示しになりましたように、一つは国内資源の開発ということでありまして、これはまあ幾分開発いたしましたけれども、埋蔵量にはおのずから限度がありますので大きな期待が持てませんけれども、しかし、持てないからといってはっておくわけにはいきませんので、できるだけあらゆる努力をして国内の資源を開発するというのが一つと、

それから第二は、海外において安定した資源というものを長期にわたって確保する方法はないかという点であります。そのためには、海外における探鉱、資源の開発、こういうことが必要になるわけでありまして、もう一つ同時に、日本の場合には景気、不景気によりまして輸入の量が減ります。せっかく海外で開発いたしました資源も、日本の事情によりまして、ある年は非常に多く、ある年は非常に少なく、こういう輸入状態が続けますと、相手の資源国に対して非常に迷惑をかけるわけでありまして、現に幾つかの国におきまして、昨年と一昨年の不況によりまして大変な迷惑をかけたわけでありまして、国内的にも困りますし、国際的にも困るという点でございます。で、日本のような場合には、必要な種類については備蓄制度を積極的に活用していく、こういうことがやっぱり根本の対策として必要でなからうか、かように考えております。

○沢田政治 大臣の理解なり決意といいますが、認識は私は間違っておらぬと思うわけですが、しかし、現実の状態に当てはめる場合に、必ずしも理解なり認識と同じような行政が行われておる、こういうようには考えられないわけでございます。一方においては、国内資源を一定限度これは安定させる、育成強化していくと。また、相手国の——これはもう全量わが国の自給だけで賄えないことも事実でございますから、海外依存も、これはある程度せざるを得ない。これも現実の問題であります。しかも相手国ですと、原料の輸出国といいますが、国がほとんど開発途上国でありますので、鉱石代金が国の経済の大きな中心になっておる。こういうことでございますから、やっぱり安定的な輸入、輸出を促進しなくちゃならぬ。これは資源外交上不可欠の要素だと思っております。

そういう大ざっぱな基本的な理解はそのとおりでいいと思うのですが、しかし一方、国内鉱山、国内資源の維持といいますが、強化といいますが、こういうものについては、非常に安定をさせ

よう、強化しようという認識はいいとしても、現実においては、そういう理解に基づいた政策は私には一〇〇％と言えないと思っております。と言いますのは、もう十年前に約四百の鉱山があったものが、今日においては二百二十ぐらいに減っておるわけですから。つまり、国際商品である非鉄金属の価格が、価格の急激な上昇によってその激浪にのまれて、もう全く埋没しておる、押し流された、こういう結果になっておるわけでありまして。もちろんこれは、政府自体も努力したということも認めるにはやぶさかではありませんが、多くはやっぱり国際価格の変動によってその激流に押し流された。こういうことはもう現実の問題として私は認めざるを得ないだろう、こう思うわけでありまして。

さらにまた大臣は、国の資源を確保する、強化する、こう言っても、保存状態が有限である、こう言われますが、なるほどこれは有限であります。限度がある、こう言っています。しかし、宇宙まで人間の知識が征服できるようなことになったわけでありまして、案外地下のことはわからぬですね。台風とか地震とか雷さきもまだどうにもならぬわけでありまして。いわんや地下の科学は非常におくれておるのです。したがって、いま現在ほどだけの埋蔵量があるか。現在あるものを掘っていくば、なくなることはこれは理の当然です。しかし、ここ十年間、十五年間を考えると、さすがに、意外なところに発見されておるわけですから、いまあるものだけでも終わりだと思っております。これはお捨てになった——まあ、そう思っておらぬと思いますが、これは間違いだと思ふのです。そう思っているならば。

そこで私は、回りくどい言い方をしておりますが、聞きたいのは、少なくとも鉱業政策あるいは金属鉱山の鉱業政策を考える場合には一つの柱がなければならぬです。石炭にも一つの目標はあります。何千万トン確保しなくちゃならぬと、こういう目標があるわけでありまして、非鉄金属の場合には、目標がなかったと言いますが、た

とえば銅で言うならば、十万吨なら十万吨は絶対確保しなくちゃならぬ、これだけの資源があれば、海外開発といつてもこれは技術者の温存すらできない。これだけはやっぱり自国で供給しなくちゃならぬという柱がどうしても私は必要だと思ふのです。

したがって、たとえば非鉄金属の主要な部分である銅、鉛、亜鉛、こういうものをどれだけの限度安定的にわが国で確保する、こういう目標があるのかないのか、あったかも知れぬけれども、寡聞にして私はわからぬわけですが、そのときの成り行き、つまり国際相場、経済変異によって取り捨てられたりつぶされたり、こういうことではやっぱり時流の波に巻き込まれてなくなっちゃうのです。鉱山が、一回なくなつた鉱山は、もう再興ということとはほとんど不可能です。これから新規に投資してまたやるということになると、これはもう不可能だと思ふのです。そういうことでございまして、運産当局がこれに対してどう考えているのか、どれだけのものをいろいろな政策を駆使して確保しなくちゃならぬというように考えているのか。この点を運産当局にお聞きすると同時に、そこに従事しておる労働者の代表である原口さん、それから業界の藤崎さんはどういう目標を持っておるか、何を望んでいるのか、その点をお答え願いたいと思ふのです。

○政府委員(増田実君) 国内鉱山の重要性につきましては、ただいま沢田先生のおっしゃられるとおりでございます。私も国内資源が最も安定した供給源であるということ、また、海外における鉱山を開発するに当たりまして、国内鉱山というものを保持しているということが、人的にも技術的にも一つの海外鉱山開発の基盤になってい。また、国内鉱山の地域社会における重要性、その他から国内鉱山の育成強化というものに努めてきておるわけでございます。これにつきましては、先生御高承のとおり、いわゆる三段階方式というところで新しい鉱床の発見というものを、相当国も予算を出しましてこれの推進に努めておるわ

けでございます。

ただいま先生から御質問のございました国内鉱山の生産をどういう線、一定量、目標を設けるかということにつきましては、これは私も現在は現在の生産水準というものをぜひとも維持したいというふうには考えておりますが、これも今後の鉱床の発見ぐあひその他のいろいろな問題があります。ただ、基本的方向といたしましては、現在の水準を維持したいという気持ちはございますが、具体的なことにつきましては、現在鉱業審議会におきまして、今後の国内鉱山というものの育成強化策をいかにすべきかということを検討しております。そこでいろいろ今後、いまの先生の御意見を踏まえまして検討をし、結論を出していきたい、こういうふうに思っております。

○参考人(原口幸隆君) 労働組合の立場から申し上げても、国内鉱山の一定量の鉱量確保ということはぜひ必要であるというふうに考えております。いま政府当局の方からも返事がありましたが、けれども、最も安定度の高い供給源であるということ、さらに、海外に進出する場合においても、人的技術的な基盤というものが国内鉱山の開発によってつくられる、また、地域社会との連帯性、地域産業というような観点からも、国内鉱山の占める役割りは非常に大きい。が、先生の御指摘のように、その基準というものがやはりはっきりすることがわれわれとして望ましいし、メーンメタルであります銅を例にとりますれば、最低十万吨というものははっきり最低として確保する政策というものが打ち出さるべきであるというふうに考えます。

御承知のように、銅の価格というものはロンドン相場で決められて、これは日本の国内の労働者の意向というものが直接反映することもあります。ときには投機的な要素においても一方的にロンドン相場で決められるというふうな、非常に不安定な状態になっておるわけで、価格形成のメカニズムがほかの企業、産業と違うという特殊的な問題を背景に抱えておりますだけに、国内鉱山

から出る鉱量を安定させ、さらにその価格の安定というのに対して適切な施策というものを裏づけられることが大望ましいというように思っております。

先ほど先生の方から御指摘のありました、鉱山数も現在百六鉱山に減っておりますし、われわれ従事する鉱山労働者も、金属鉱山においては一万九千人というふうには減りましたし、また、非金属鉱山労働者も二万二千というふうな数になりまして、これ以上の低下は国内鉱山を開発する人的資源としても、能力としても絶対に減らされない。そのために鉱山の確保ということがぜひ必要だろう。鉱山の一定確保という目的はつきり立つことを切望いたします。

○参考人(藤崎章君) 先生御指摘のとおり、主要な三つの金属をとってみますと、銅につきましては、大体十一、二万トンが最近の実勢で八万五千トンまで落ちています。亜鉛につきましては二十八、九万トンありましたものが二十五万トン程度に落ちております。鉛につきましては、七万トン程度ありましたものが最近五万トンと、これが実情でございます。御承知のように、これはニクソンのドル防衛声明並びにその後のオイルショック、こういうことが非常なコストアップ要因と価格を引き下げることにいたしましたので、その間に山が次々と閉山をしていったということは事実でございます。

しかし一方、われわれの業界は、先生よく御承知の事業団によりまして三段階方式での新たないわゆる探鉱の努力、並びに最近のいろいろな技術の進歩ということを考えますと、少なくとも現状以上減らすべきではない、こういう考えを持っておりますし、なし得れば、そのほかに価格を安定していただく一助になります。備蓄の構想、そのほか関税制度、それから補助金、いろいろな助成をいただいておりますが、これをやや強化することによりまして、これよりやや上、強いて希望的な目標を申し上げますれば、銅は十萬トン前後、亜鉛で三十萬トン——これはちょっと無理かと思いま

すが、鉛で六、七万トン、こういうようなものを目指して、そういうところを目標としてわれわれ業界としてやるべきじゃないか、かように考えております。

理由といたしましては、これは何といつても非常に貴重な資源でございますので、ナショナルセキユリティーの一助になりますとともに、それから日本経済の所有いたします膨大な原料というものを海外からとりまします以上、これはどうしてもみずからの手で開発をある程度進めなければ、要するにみずからがどの程度これをコントロールするか、こういう能力が必要でございます。したがって、技術と資本ということは当然であります。またこれはまたとない技術の修練の場である。そういういろいろな視点から考えまして、私がかんがへて申し上げました程度の規模というものは何とかして維持したい。これが業界の願望でもございまして、また、その線に沿って努力をいたしてまいりたいと思っております。

○沢田政治君 参考人の方からどれだけの自給率を維持すべきかと、こういう点については、原口参考人、藤崎参考人、大体数字においては相違はないようです。私、考えてみましても、過去の実績等を考えて、これだけは維持できる不可能な数字じゃないと思うんです。また、これぐらいは維持しなくちゃならぬじゃないか、こういうふうに思うわけです。

そこで長官、大ざっぱに現状を維持したい、こういう考えですが、たとえば、銅が五万トンになったらまた現状維持したいということでは、これは何ら積極的な目標じゃないんです。現状に何とか、追従していくということであって、一つの積極的な政策姿勢にならぬと思うんです。だから、いま二人の参考人が言われましたように、過去の実績から言っても、あるいはまた保存状況から言っても無理な数字じゃないわけですね。そういうことで、鉱業審議会におまかせします。しかも現状維持ぐらいはしたい、そういうような後ろ向きといえますか、後ろに流されるような姿勢

じゃなく、通産省としてもこういう考えを持っていらっしゃるんだ、これだけは維持しなくちゃならぬのだと、こういう積極的な姿勢をやっぱり諮問する際明らかにして諮問すべきだ、こういうふうに考えます。

それと同時に、そう言っても、目標は決定しても目標が維持できるんじゃないんですかね、目標だけでは、それを支えるいろいろな諸政策が必要で、やはり金属鉱山の場合は有限ですから、銅、亜鉛、可採鉱量というのはね、常に減耗して、掘ったものをこれは継ぎ足していかなくちゃならぬから、これは探鉱がどうしても必要だ。と同時に、この価格ですね、価格政策をとらない限りはどんなに鉱量があっても、今日の鉱量があるの経済変異で——今日の変異とあすの経済変異は違うわけですね。いまはもう経済変異で、掘れる可採鉱量が価格の変動によつては採算の合わないものになるわけがありますから、そういう面では左右される。そういうことだから、それを支えるための価格政策、安定して操業できる価格政策というものをやはり考えなくちゃならぬと思うんです。その価格政策がもうほとんどなかった。探鉱面ではある程度の支えがありました。価格政策ではこれは何にもなかったわけですね。これは非常に特徴的です。

たとえば、農産物もやっぱり外国から輸入してありますので、これは需給関係で相当の落差があります。だけれども、ある程度それを支えているわけですね。牛肉なんかもうでしよう。ところが、鉱業政策にはそれがありません。ただ探鉱に幾らか融資をしてやろうとか、それしかないわけですね。だから、山が国際価格の変動によつてその激流に押し流されてしまふ、こういう悲劇が繰り返されている主因はそこにあるわけですね。とは言っても、私どもは決して何というか、鉱山資本とか製錬資本を助けようという意味じゃないんですよ。国の資源は、どんなに政治体制が変革になろうが、経済体制が変革になろうが、一国の資源

は一国の民族のものだ。これはどうしてもやっぱり供給し、安定させなくちゃならぬという次元の高い立場から私どもはこれを主張しておるわけです。

そういうことでありますから、探鉱の面と、いま言った抜けておる面は、目標がないこと、それと価格政策がないこと、これが結果的には鉱山がほとんど国際価格の激変によつて押し流されておる。これをどうするかという点について、いま確実な回答は求めませんが、これを検討してみる必要があるのかないのか。まあ備蓄政策もありまして、備蓄政策は、滞貨があるから金利で困るだろうからちよつと買つてやろうと。しかも外国から輸入して、開発途上国から輸入して相手に迷惑かけちゃ困るという別の原因なんですね、これは。積極的な国内鉱山の何というか、下から支えるという意味にはならぬと思うんです。絶無とは言えないけれども、その作用はばくは大きく期待できないと思うんです。だから、価格政策についてどう考えているのか、将来検討する気があるのかないのか、この点をお伺いしたいと思うんです。

○政府委員(増田実君) この非鉄金属につきましては、先生御専門でございますので、私から申し上げるまでもないわけでございますが、地金の価格が国際価格によつて左右されるということ、国内の需給ということではなくて、むしろ銅につきましても鉛につきましてもロンドンの金属取引所——LMEによつて決められるわけでございます。そういう意味で、ほかの商品と違ひまして非常に価格政策の入り込む余地というものが、この非鉄金属の世界価格の特殊性によりまして困難になっておるといふ点がございまして、ただ、国内鉱山から出ます鉱石につきましては、これも御高承のように、ある程度のコストの援助というものを地金の関税制度の付随効果としてやっておるわけでございます。そういう意味で、国内鉱山につきましては、決して十分だと私申し上げるわけではございませんが、国内鉱山対策として価格につきましてコストの援助という形のものをやってお

る。これで十分だとは思いませんが、やはりこの非鉄金属につきましては、もうロンドン相場が動きますと、それによって直ちに国内が動く、ここが一番問題ではないかと思ひます。

むしろこれは、日本も非常に大きな銅の生産国でございますから、ただ受け身でLME—ロンドン金属取引所の価格をそのまま反映して国内価格が決まるという体制がいいのかどうか。また、これは関係諸国ともいろいろ話し合つて、従来のように一年以内に八十何万円していたものが三千万円台になるということは、世界的にも銅の健全な発展のためにはむしろいろいろ問題が生ずる、こういうふうな思ひます。そういうことで、この価格問題もただ一方的にあきらめるといふことではなくて、やはり関係諸国とも話し合つて、この価格についても改善すべきものを改善していきたいと思ひますが、先ほど冒頭に申し上げましたように、国内鉱石につきましては、一つのコスト補てんと申しますか、援助の政策をやつておる、これが現状でございます。

○沢田政治君 国際価格のメカニズムについては、原口参考人も言つたように、重要な疑問をばくは持つてゐるんですよ、不満を持つてゐるんですよ。しかし、これは日本だけで、日本がもう世界の銅の四〇％、三〇％持つたなら、これは大きく発言の影響があるわけですから、消費国でしよう、世界の。しかも海外資源に依存してゐるわけでしょう。だから、関係各国と協調したり話し合ひすることは、これは結構なことだと思ひます。しかし、それは現実的にどうこうということにならぬと思ひます。その意図はいいんです、ね、絶えずそういう努力は外交面ですべきだと思ひます。そこでやっぱり過渡的な段階としては、国内鉱山、銅にたとへるならば十萬トンを維持するということになれば、それだけの価格政策がこれは当然必要だと思ひます。これはどうしても考えてもらわなくちゃならぬと思ひます。一時は国内鉱のコストと、それから輸入鉱のコストは相当の差があつたんです。だからどうして

もこれを全部救うということになると、膨大な予算と国費が必要だということになるわけです。ところが私の場合は、正確な数字じやありませんが、やっぱり世界的なオイルショック以来のインフレで、また、開発途上国の事情で大体トントン当たり五十万円を超えてゐるんです。日本のこのコストと似てゐるんです。だから、必ずしも日本の銅が割に高になるということにはならぬと思ひます。そういうことから、現在五十六万円とも、七万円ともいう国内鉱山のコストとそう違ふわけだから、その付近を目標にして、これ以上山をつぶさぬというふうな価格政策はやっぱり考慮してみなければいけません。財源をどこから出すか、どういふ政策立法でやるかはこれは別として、検討課題だと思ひます。どうかね長官。

○政府委員(増田実君) 国内鉱山とそれから海外鉱山との鉱石の価格比較につきましては、ただいま先生がおっしゃられましたように、だんだん縮まってきてはおりますが、しかし、やはり国内鉱石の割に高というものは、これはなかなか解消できないと私も思ひます。そういうことで、このコスト対策につきましては、むしろ私はほかの業界に比較いたしますと、相当なところまでやつておると、つまり関税制度とのリンクで、先ほど申し上げましたように鉱石に対しては、相当の金額の補給金のような形で出してゐるわけですね。これは関税の制度ということではなくて、製錬会社が鉱石を買ひ上げますときに、国内鉱石とそれから海外鉱石とは相当差を持つてゐますが、買えるような一応仕組になつておる。これにつきましても、先ほどお答え申しましたように、これで十分だといふふうな思ひつてゐるわけではございませんが、現在までも相当努力しておりますし、また先ほどからも、先生の国内鉱山といふものを非常に重要視しなければならぬということ、私は、私もそのとおりだと思ひつております。そういう立場で今後ともこれを考えていきたいといふふうな思ひつております。

○沢田政治君 関税の面である程度の保護はして

おるはずだと、こう言われますが、私もそれは否定しませんが、しかし、これは本当に保護という名に価する効果を出してゐるかどうかに、私は非常に意見の違ひがあるわけです。いま関税をかけたおるのは、輸入地金だけですね。輸入鉱石にはかけておりません。これは同じ参考人も、輸入鉱石に関税をかけるかかけないかで、これは相違があると思ひます。よくばら企業がどうこうというのではなくて、国内鉱山を保護育成しなくちゃならぬといふところに次元を置いておるわけですから、これは意見の相違は結構だと思ひます。いまの地金だけで関税をかけて、それを還元する場合でも、特定の企業によつては非常に恩恵に浴したり、浴しなかったり、たとえば買鉱製錬専門のところもあるし、自山鉱を持つてゐるところもあるし、そういうばらつきがあるわけですね。これは藤崎参考人と原口参考人の意見は相違あつてもいいから、それぞれのお立場を述べていただければ、それをやっぱりよくして、どうしてむらなく国内鉱山を維持していか、支えになるかといふ一つの物の考え方の参考になると思ひます。これは当局は要りませんから、原口さんと藤崎さんにそれぞれ見解を述べていただきたいと思ひます。

○参考人(藤崎章君) 大変むずかしいお尋ねでございますが、いま長官からお話がございますけれども、私も、私は現状に近い形でやる以外、どうも余りいい方法があるように思ひつておりません。ただし、これは研究はいたしてあります。ただいま先生からも御指摘がございましたように、大体銅価はいま八十数セントなければ後進国、いわゆるCIPPEC諸国もやれないことは御承知のとおりでございますが、ということになつております。これは大体五十五、六万円に相当いたします。したがいまして、確かに国内鉱山は割に高ではございますが、五十五、六万円ぐらゐのものは何とか維持して、貴重な国内資源としてこれは維持補充していかねければいかぬ、こういうことについて私は異存はございません。

それから、昨日あたり新聞にも出ておりましたが、西ドイツあたりでは、ことしあたり価格も千ポンドぐらゐいくだろう、千ポンドぐらゐいくといふことは、ちょうど八十三セントぐらゐでございますが、いま私が世界のどの国も必要としてゐる銅のコスト、コストといふか売り値でございますが、それが八十四、五セントにはどうしてならないか。こういうことになりまして、いま申し上げましたように、そのぐらゐが、五十五、六万といふところが、まずバルクラインとしてどうしても維持しなければならぬ国内コストである。こういうものを保護していただきます、今後の探鉱技術の開発、それから事業団のいろいろの御努力と相まつて、私はある程度の規模は可能ではないかと思ひつてございます。

これも御高承のところでございますが、現在が免税点が四十八万円でございます、四十八万円までは一万五千円の関税がございまして、これを国内の、いわゆる鉱石に対して十四万円、ただいま五十七万円までは国内鉱山に対してやると、先生よく御承知でございますが、そういうことになつておりますが、ただいま建て値が四十八万円になりましたので、四十八万円になりますとこれがゼロになる。ゼロになりますと製錬所が配給いたします原資といふものがこでなくなつてまいります。そこで、はたと困る問題がある。しかも、今後電力代の値上げといふものは、いろいろな御事情のもとに必至でございます。それから、国鉄の運賃の値上げといふことになりまして、これは山は非常に苦しい局面に迫り込まれてまいります。いろいろその辺をまたお考えいただくとか、また、われわれもいろいろ運動してこれを何とかいま維持できると思ひつております。それから、またそういう問題が起つてまいります。それから、先生の御指摘のお考えをいたしましては、たとえば輸入鉱石にかけて、そして、それをプールしたという御構想ではないかといふふうによつて、なお私は大いに検討すべき価値はある

と存じますが、現状日本の鉱石の買鉱条件と申しますか、これが非常に高度成長下、日本では銅が要るんだ、亜鉛が要るんだということで、しゃにむに買いまくった結果、はなはだどうもお粗末な窮状を申し上げて恥ずかしいわけでございますが、日本の買鉱条件というものは、世界の一般に比べて劣悪でございます。ただいま必死になってこれを改定している段階であります。だんだん効果もあらわれておりますが、それだけに非常にもらいますマージンが少ないわけでございす。それだけに製錬所というものは非常に苦しい。御承知のように、五十一年三月、まだ発表されておりましたが、大体主要製錬五社、これは山も持っておりますが、これの経常利益、大体実勢と申しますものは、これは二百億を超える赤字でございす。もちろん会社のごときでございすから、いろいろ粉飾をいたしまして、何とか利益を出すところではいたしておりますが、実質の姿はそういうところでございす。製錬もまだ非常に苦しい、こういう事情にあることを御理解いただきたいと思ひます。

○参考人(原口幸隆君) まず、基本的に金属資源というものが、現在のところは私企業の段階において操業がなされておりますが、世の中の変化と同時に私企業ではあるけれども、資源というものは社会のもの、その国全体の利益のためにあるのだという考え方に立たなければならぬのじやなからうか。もしそうであるならば、私企業の尺度だけで利益のない鉱山、あるいは輸出輸入ということについてはすべて利潤というものが当然基礎になつてゐるわけですから、その点を大きく変更させる。

たとえば休廃止鉱山の尺度というものは、物理的に全く鉱量がなくなったというよりは、採算に合うか合わないかで鉱量の規模が決まる。そういう際に、年間、銅で十万吨は確保しなければならぬというふうな国の政策ではつきりさせるならば、成り立たない山の操業を私企業の段階からたとえば事業団に移す、そして国際価格が適正に

なつていった場合にはまた私企業に戻すとか、そういうような国の判断による休廃止、場合によつては十万吨を切るならば事業団がそれを受け継ぐ、国の費用において。そういうような考え方に基づ的に切りかえていくべきではなからうかという感じが非常に強くなつてゐるわけでございす。

それから当面の、たとえば銅については四十万八万円が免税点になつておりますが、国内鉱山のコストは大体五十六万円から六十万円というふうに私どもも判断をいたしておりますので、免税点を当面コストに見合うところまで引き上げるといふようなことも一つの方法でございまして、事業団の運営とか役割りについて事業団発足のときは非常に現在とは違つてきております。つまり、この産業が社会性をますます帯びてきていくという傾向、流れを強くいたしておりますので、冒頭申し上げましたように、こういう際にもう少し基本的な国内鉱山に対する対処の仕方、あるいは税のかけ方というふうなものについて御検討をお願いをしたいと思います。

また、鉱石の輸入についての税金をかける、かけないについては、労働組合といたしましては平和経済計画会議等の先生方とも相談をして検討はいたしました。いたしましてけれども、直ちに海外鉱石輸入について関税をかけた方がいかどうかの結論はまだ得ておりません。

○沢田政治君 二人の参考人の方が関税をめぐる考え方について述べられましたので、私はこれ以上深くは言いませんが、ただ、原口参考人とは非常に同感であります。間に合うから、間に合わないからという国際相場物差しの国内の資源を切り捨てられるというのは、これは大変だと。これは石炭にもそういう例があるでしょう。結局石炭をつぶしたというののは、油の方が安い、安易だ、永久に入ってくるんだということとでコールマインをつぶしちゃったわけだ。それで今度はオイルショックになつたならば石炭を見直そうなんて、こんな政策は、資源の持つ意味を考えたならば責

められるべきことです。先見性がなかつたということですよ。この視点をやっぱりしつと一本置かなければ、抽象的な表現だけで、これはどんな政策をやつてもそんな政策は何にもならぬ。この点はやっぱり通産省、ちよつと考えておいてほしいと思ふんです。

次に問題点を移しますが、事業団は非常に功績があつたと思ふんです。これはたくさんの方の法人事業団があるが、生きておるのか死んでおるのか、何やつておるのかわからぬ公団もたくさんありますね。行営等でもやかましくこれはチェックされているようですが、しかし、金属鉱業事業団は非常に実績を上げてきたことを私は率直に言つて認めるを得ないと思ふんです。石油開発公団もあるけれども、まだ寡聞にして見つかつておりません。しかし、探鉱というの一面においては探鉱なわけですね。半分の私はやっぱり役割りを果たしていると思うのですよ、二重なリスク、三重なリスクしなくなるから、ここはないということがわかれればですね。しかも、この金属鉱業事業団は数カ所で鉱床ないし鉱石に当たつておるわけですから、これは大変な実績を上げたと思ふのです。しかし今後のやり方としては、乏しい国の金でやるのだから、鉱業権者の思惑によつておれのところを見つけてくれ、おれのところを見つけてくれという探鉱のあり方では、私も法律をつくつた意義がないと思ふのです。私企業を助けるためにこの法律ができたのじやないのですから、国全体の資源というものをどう把握するのか、どう増大させるのかという高い次元で国が金を出しておるわけでありまして、いままでもそう私企業の思惑によつて探鉱の個所が決定したとは限りませんが、大体今日まで黒鉱を中心にした探鉱が本土、北海道まあ大体一巡したと思ふのです。しかし、今後といえどもやはり広域探鉱の必要性は私は否定すべきぢやないし、これもこれなりに努力してもらいたいと思ふが、いままでのように全国一巡のキャラバンじゃなく、特に去年ですか、十

和田湖周辺の鉛山という地点で有望な鉱床にまたぶつたわけですね。特に北鹿地帯の銅は日本の産銅量の四〇％超えているでしょう、最近発見されたね。だから、私は地質学者じやないからわかりませんが、これは非常にいろいろな意味を持つてきたと思ふのです。また、学説もどんどん変えていかざるを得ないと思ふのです。大体は露天鉱床なり、まあ小坂鉱山ですが、五十メートル、百メートルというのが二百五十メートルになり、最近においては地下五百五十メートルまでの黒鉱地帯は下がつてきているわけですね。そこで把握して稼働しているわけですね。でありますから、その下にまた根があるのかどうか、これもまた地質学の分野で未知数だ。だけれども、あそこにあるということはつきりしたわけですね。しかもまだかなり残つてゐるでしょう。六〇％ぐらい残つてゐるでしょう、あの地帯は。だから、全国のキャラバンもいよいよ広域も伸ばさなければならぬけれども、やっぱり北鹿なら北鹿を徹底的に探査する、そこが完了したらまた有望地点に移る、こういうように、つばをつけて移るということではなく、そういうように腰を落つた探鉱方法を考えるべきぢやないか、こう私考えるわけですが、いかがですか平塚さん。

○参考人(平塚保明君) お答え申し上げます。

ただいま沢田先生の御指摘の件まことにございとも存じます。御案内のように、事業団は国内におきましては広域構造調査、精密構造調査、さらに企業の探鉱に融資をする、先ほど長官からお話ございましたいわゆる三段階方式というものをとつてそれを極力推進して今日までまいつたのであります。ただいま御指摘のように、先般十和田湖の西北の山地で広域ボーリングをいたしまして非常にいいものに当たつております。この周辺は四つの鉱山会社の鉱区になつておるわけでございす。ただいま先生から御指摘がございましたが、その場所の決定につきましては、実はこれは国の仕事でございすので、私どもは国からの委託を受けてそこで仕事をやるのでござい

すが、その決定につきましては、広く関係の地域の鉱山会社の意向も十分に聞くことはありまするが、関係する大学、県、地方通産局、本省、これらの関係の者が、技術屋が検討して、この辺を掘ったならばこの地域の地殻の大体の構造はわかるだろうというところにボーリングを打つことになつております。たまたまそれがそのものずばりに当たつてしまつた、こういうことで、これは本来そのものずばりを当てるのが目的ではございませんが、大変幸いと申しますか、そのものずばり当たつたわけでございます。

また、引き続きやっております精密調査、これは御高承のように国が三分の二の費用を持ち、あと十五分の二を都道府県が持ち、十五分の三を鉱業権者が持つ、こういうことの仕事でございまして、その後同じくやはり北産の釈迦内というところ、先ほど先生が御指摘ございましたように、地下五百五十メートルのところ、初めてりつぱなものに当たりました。最近当たつたうちでは最も優秀な鉱床でございまして、これもそのものずばりを当てるつもりではなかつたのでございまして、その地域がいま先生が御指摘のように、比較的日本の国内においても鉱床の広く発展しているところであつたために当たつたものと考えられるわけであります。

なお、たゞいま御指摘のように北は北海道から南は九州まで日本各地に鉱山が散在しておるわけでありまして、今日これらの多くのものが休山をいたしておりますが、昔はかなりのものを産出しておつたわけでありまして、したがひまして、その地方地方については先ほど参考人からも御指摘がございましたが、その地域の発展ということについて、特に山地の中の不便なところでは、そこに鉱山が興ることがその地域の発展につながるというところから、地方の市町村あるいは県から、ぜひこの地域で広域調査をやつてほしいという要望が私どものところにも盛んに参ります。

御高承のように、私どもの事業団は、国の委託を受けていたします鉱業政策の実施機関でござい

ますので、私どもがこれを決める力にはございせんが、国が鉱業政策としてそれを取り上げますれば、それを著実に効果あらしめるようにわれわれは努力いたしておるわけであります。ただいま先生から御指摘がございましたように、特にそういう鉱物の集中しておるやに考えられるところを重点的にやつたらどうかという御指摘につきましては、私個人といたしましてはまことに賛成でございます。しかし、国の金を使つて全国の地質構造を調べる使命も持つておるわけでありますから、それらもやりながら、特に鉱床が発見し得るであろうという地域について、さらにサーブラスの探鉱をやつてもその見つける方向に力添えをするというふうにするべきであると、ただいま先生の御指摘の点について私も全く同感に存じておる次第であります。

○沢田政治君 おっしゃられたように、国の政策の実施機関ということですから、質問は政府の方から先に聞くのがこれは順序だつたと思ひますが、広域探鉱の場合は相当広範囲ですと、全国ですと、非常に広範囲に地質構造を把握する、これは初步的な段階ですから必要だと思ひます。この必要性は私は毫も否定はしません。ただ精密になりますと、関東ローム層に何百本おろしたつてこんなものはないんだから、そういうことじやなく、最も目的に向かつて成功しやすいということが顕著になつたところを重点的にやる、こうでなければむだになると思ひます。一メートル離れても当たらないときがあるんだから、一メートル左に寄つたら、右に寄つたら当たるといふのが鉱層ですから、鉱床ですから、そういうことでやつぱり北産地帯なら北産地帯、北産地帯でなくともどこでもいいけれども、ここは非常に何といひますか、つかめるところをもう重点的にやるべきだと思ひます。平塚参考人も私の意見と大体同様なようですから、長官、やつぱりよくはその方が効率的だと思ひます。いかがですか。

○政府委員(増田実君) この広域地質構造調査並びにいま特に先生からお話のございました精密地質構造調査、これをどこかの地点で行うかということにつきましては専門の方々、まあ大学の教授の方々その他を入れて、これは御存じのように鉱業審議会の中に探鉱分科会を設けて、ここでも全国の有望地点の中でどこから先に広域地質構造調査をやつて、また、広域地質構造調査を終わりましたもののうちで有望地点を精密地質構造調査をやるかということを決めておるわけでござい

ます。そのときには当然、平塚理事長の金属鉱業事業団の意見その他も十分取り入れまして、そうして決定している次第でございまして。

○沢田政治君 漠然と、鉱業審議会の機能は認めなくちやならぬし、権能は認めなくちやならぬが、いかがしようやという、そういう消極的なことじやなく、役所としても相当のデータを把握しているんだから、いろいろの探査の結果をあなたの方に出示しておると思ひます。だから当局は、こういう方向で審議してほしいという審議の方向くらいは示して相談するといふのは、これは当然だと思ひます。だから私が言つておるやうに、そういうふうによつぱり方向を示すべきだと思ひますが、どうかね、全く消極的なね、その付近は。

○政府委員(増田実君) 私の先ほどの答弁で、金属鉱業審議会の探鉱分科会でやつておるといふので、たゞそれにお任せして、それで役所がその結論を待つておるといふことではございせん。これは私の先ほどの答弁不十分でございましたので、私が、有望地点につきまして役所としてもいろいろな案を出し、また、それに関するデータもこの分科会に出しまして、そして専門家の方々の御意見も聞きながら、公平に、しかも有望地点をできるだけの確にこの予算を使おうといふことでやつておるわけでございまして。それでいま先生のおっしゃられましたような御意見、ことに有望地点に集中して行うということにつきましては、これは私どももそう思つておりますし、また、先ほど申し上げました鉱業審議会の探鉱分科会におきましては、大体大勢がそういうことで余り広くやること

でなくて、やつぱり有望地点に集中的にやるべきじやないかというふうに変つております。

○沢田政治君 事業団が、金属鉱業事業団と長つたらしいから、事業団が融資と出資ですね、海外の場合主に融資をしておるわけですが、今度は備蓄の方もやることになるわけですが、どうも一つ機能が欠けておるやうには考えられます。やはり事業団にも鉱業権の設定を認めた方が現実には合うんじゃないかというように考えるわけですね。なるほど今日の鉱業法は先願主義ですね。これは先願主義といふのも、農薬法であつた日本が維新になつて近代国家にならなくちやならぬ、資源を見つけては権利を与えろ、これも時代の背景としてはそれなりの意義もあつたし、目的も果たしてきたと思ひます。しかし、今日は地下五百五十メートルなんて個人じゃ発見できませんよ、これは、もう時代が過ぎました。しかも、公害問題でしょう。時代の背景がからつと変つたわけですから、見つけた者個人に権利として与えるというところじや、下手に無資力な者が鉱山を稼行して、間に合わないといふわけで捨てたならばどうなりますか、今日の蓄積公害はそれを物語つておるわけですね。

そういうことであるから、やはり鉱業権を公団にも与えて、これは間に合うやうな発見をしたならば、公団が鉱業権を売り渡すのか、貸与するのか。しかも相当の当面効果があるわけですね。権利だけは持つておるけれども、掘る意思も何もないわけですよ。しかも、それは平地の鉱業権であるならばいいわけけれども、山とか昔の旧坑を押さえておつた場合は国が全部補償しなくちやならぬわけだ、無資力だから。これをもう整理する時期に来たと思ひます。昭和三十八年ですか九年度ですか、私も衆議院の商工委員会では鉱業法の改正の際に審議に参画したわけでありまして、むずかしい面はわかります。しかし、鉱業法で考えるか、別の立法で考えるか。やはり応能主義もそろそろ検討してもいい時期に来たんじゃないか、こ

ういうふうに考えますが、いかがですか。

○政府委員(増田実君) 現行鉱業法につきましていろいろ議論がございます。現在の先願主義というものにつきまして、これは実際に、ことに先ほど挙げられましたいわゆる鉱害問題に關しますと、いろいろそこに実施上の問題がございます。現在の先願主義は、これは先生御高承のとおり、国民全部に平等に鉱業に参加できるようにするというところでございます。また、その資格要件を定めて、そして一定資格以上でない、たとえば資力とかその他ない、鉱業権を認めないというのが果たしていいかどうか、また、その要件をいかに決めるかということで、技術的に非常に問題があると思ひます。一定の能力がなければ鉱業権者になり得ないということで、その能力、要件というものをどうしたらいいかということで、これもいろいろ検討がなされておるわけでございます。

のままだけで置けませんので、鉱害につきましては鉱山保安法の施行により、また金属鉱業事業団も、これは国会で改正を先般お認めいただきまして、鉱害に關する対策というものでござります。ところで、鉱害対策のための融資も金属鉱業事業団ができるようになりましたし、また、鉱害防止積立金制度につきましても金属鉱業事業団がこの一翼を担う、こういうことになっております。そういうことで、鉱害問題につきましても、ほかの各種の制度で補完をしていくことで問題の解決に努めておるわけでございます。

○沢田政治君 一つ答弁抜けていますね。それは事業団に対して鉱業権を認めるという方向、いまここで確約せよということはいませんが、機能を拡充していくというためには不可欠だと思ふんです。だから、鉱業法の抜本改正なんと言つたつてこれは膨大な作業です。これは先願主義を廃止するの、あるいはまた五年なら五年たつても開発する意思がない場合は自動的に消滅する、というような二段構えでいくのか、いろいろなことがあると思ふが、まあそれはいいですよ。それは検討してほしいと思ふんですが、事業団に鉱業権を与えるということは必要だと思ふんですよ、これは。何も事業団のなわ張りをもやうという意味じゃなく、そういうものをみんな事業団が買い取つていけばいいんですよ。だからその付近は緊急に検討する必要があるんじゃないかと思ふんだが、どうかね。

○政府委員(増田実君) 事業団の業務を拡大いたしまして、事業団みずからが鉱業権を持ち、みずから探鉱あるいは開発までやるというのが今度の国内鉱山の育成強化の一翼を担うということで、その検討の問題は私も検討したいと思ひます。ただこれにつきましては、これは石油開発公団につきましても、御存じのように海外の石油の利権というものの一応取得ができるように、先般法律改正で業務の追加が行われたわけでございますが、これにつきましても、できるだけ早期に民間

企業にこれを譲り渡すということになっています。ですから、石油開発公団は金属鉱業事業団に比べて、一応鉱業権と申しますか、石油の利権の取得ができるような法改正になっておりますが、これは時間的に間に合わないとか、いろいろなことで先ほどの御趣旨とは違つてゐるから改正し、この業務の追加になっておるわけです。それで、いまの金属鉱業事業団、これは先ほど先生から非常におほめの言葉をいただきました感謝いたしておる次第でございますが、この事業団にさらに業務を追加して、みずから探鉱し、みずから開発するというのがいまの人的構成その他で果たしてやり得るかどうか、これらの問題も相当詰めるなければ、当然人間をふやさなければならぬわけですが、そのふやすそれだけの技術屋その他が集まるかどうか、いろいろな問題がございますので、いまの鉱業権を金属鉱業事業団みずから持つということについての業務追加につきましては、私も十分検討したいと思ひます、こういうふうにしておられます。

○沢田政治君 私は、事業団が鉱山業をやれということを言っているんじゃないんです。鉄建公団とか船舶公団がありますね。できたら、何とか移すわけだ、売るか。そういう過渡的なものだと思ふんですよ。業としてやるということまで考へておらぬわけです。たとえば精密調査をして、どれだけあるかということまで、はつきり探算ベースに乗るかどうかということまでやったら、後は業じゃないんだから、そういうような意味の鉱業権、条件付きの鉱業権、そういうものぐらひはやっぱり与えた方が非常に機能を發揮するんじゃないかということですから、後は御検討願ひたいと思ふんです。

それと、いま鉛山で事業団が着派ですが、着派した、層に当たった、あの開発ですが、四、八何%ありますね。かなり高品位なものです、銅にしましては。しかし、国立公園だからこれはとても開発できないわけです。したがつて出鉱する坑口といますか、坑口は青森県の南津軽郡ですか、そ

れの平賀町ですか、ここになるやに聞いておるわけですが、さて出鉱した粗鉱をどこへ持つていくかということ。これ以上事業所を国立公園のそばにつくつて鉱害の拡散をすべきじゃないと思ふんです。しかし、地形はどうしてもそこにつくならなくちゃならぬという場合は、これはやむを得ないわけですが、近傍に小坂ありあるいはまた古遠部あり、花岡あり、尾去沢あり、これはもう縮小してましますから、選鉱の捨て場はある。これはどこへ持つていくかは別として、自然の非常に設備があるわけです。だからばくは、鉱害という関係と自然破壊という関係からいって、これは企業の自由なわけだけれども、やっぱり役所の方でもなるべくそういう事業所とかダム、これは選鉱所をつくつたら鉱滓が残りますからダムも残る。これは将来禍根を残すと思ふんです。そういうことだから行政指導かなんかで、これ以上自然を汚さない、公害源を持たない、こういう面で行行政指導するつもりがあるのか、どうですか。

○政府委員(増田実君) 本件につきまして鉱業課長から答弁させていただきたいと思ひます。

○説明員(松村克之君) いま先生御指摘のありました件につきましては、現在事業団と坑道付近の計画について検討いたしているところでござります。問題は数年後の問題でございまして、今後坑道を掘りまして、その後の問題でござりますので、その点におきまして、そういう施設が必要であるのかないのか、また、必要であるとした場合にそれが既存のものを使うことによってできるかどうか、そういう点を含めまして、先生の御指摘になりましたような環境問題等十分配慮して計画を立てたい、こういうふうな考えでおります。

○沢田政治君 この点は十分考へてくだされ。もうでなくちゃ、いま問題がないとしても、後世に問題が残るわけですからね。これは原子爆弾も同じで、そんなものは余り拡散しない方がいいのです。なければいいのだけれども、設備がなければこれはしょうがないですね。十分あるのだから、その点は考慮してください。

それと、国鉄運賃並びに電力料金が、特に電力料金が、全国一斉じゃないにしても、東北電力なんか値上げしようというわけですが、日本の銅の四割以上がそこに集中していますからね。これは金属鉱山の電解の場合、亜鉛にしても電気を使う産業なんです、電気で作品をつくるわけですから。普通の機械を回すとかなんかじゃない、膨大な電力が必要です。鉱石も重い。したがって、多くの見方では、正確な計算はしていませんが、ともかく電力と運賃によってやめる鉱山が百八ですか、百八あると原口参考人が言っているのだけれども、半分ぐらいはこの案でいったらば鉱山がやっぱり消滅する、こういう運命にあるのじゃないかと思うのです。三十億ですか、の負担増になるわけですから、もう全く一挙にして運賃でつぶれる、こういうことにも相なりかねないと思うのです。これについて私どもは、それをまげろとか下げるべきだとかという意見は積極的にはここで述べません。が、しかし、皆さんの実情をお聞きしたいと思うのです、藤崎参考人、原口参考人から。その実情を把握した上で立って、通産当局が国内鉱山を保護する、これだけ維持するという前提に立って、運賃とか電力の問題じゃない、別のそれを救う手法もやっぱりあると思うのですが、そういう参考にしてほしいと思うのです。そういうことだから、これはもう通産当局も考えるなら考えるという簡単な答弁でいいから、時間がありませんので……。藤崎参考人と原口参考人から意見、要望があったならば、この際ここで明らかにしてほしいと思います。

○参考人(藤崎幸吉) 御指摘のとおり、現在言われておりますのは、国鉄運賃でやりますと大体三十八億、それから主要五社が払っております電力代が三百五十億ばかりございますので、これが値上げになりますと百三十億の負担増ということになります。現在でもいろいろ苦しい状況にございますので、正直に申し上げまして値上げの負担能力はないというのが実情でございます。

それから、亜鉛について御指摘がございました

が、詳細はやめますが、結局亜鉛の電解のような場合、われわれはきわめて良質な高圧受電、しかも高負荷率というきわめて安定した望ましい電力でやっておりますので、正直なところ、いろいろ特約とか政策料金が四十九年の六月にほとんど廃止になっておりますので、こういうものが欲しいというのが実情でございます。今般、いろいろな制約もございまして、できるだけその辺の事情を御勘案願って、そうしてこういう安定した良質な電力を使い、さらにコストの中に占める電力代が大半である——正直に言わばらんに申し上げますと、亜鉛製錬は大体六万二千円の加工費でございます。そのうち三万三千円が電力代でございます。仮にただいま御申請があるような値段になりますと、これが四万七千円ばかりにはね上がるということになります。あと一万四千円ぐらいでやれるというのは、これは実質上存立を脅かされていると、こういう問題だと言っても差し支えないと思うわけでありまして、したがって、山は採鉱コストに占める電力代は、大体八ないし一五%コストの中に占める、こう考えていただいてよろしいわけでございますが、これも非常に苦しいわけだから、国鉄運賃の問題もあり、山はかなり苦しくなるといふことを御認識願ひ、大所高所からの御判断でしかるべくいろいろ御措置をお願いしたいということをいろいろお願い申し上げております。

それから製錬につきましては、過去にありましていろいろの特約、そういうことが許せる範囲で極力上げ幅を少なくしていただく、これをお願いいたします。

○参考人(原口幸隆君) 数字については、いま藤崎参考人の言われたことについて全く同じ見解を持っております。

さらに若干の説明を加えますと、製錬加工費中の電力費が予定どおり上がりますと、銅一トン当たりの中に占める労務費というのが大体四万七千円ぐらいではないかというふうに私どもは判断いたしておりますが、それと同額ぐらいの値上がり

増になる、電力費増になるというので、人件費がさらに圧迫される危険性を非常にいらんでいるというふうに考えます。

それから、鉱石を運搬する際の国鉄運賃の問題ですが、これは他の産業の製品では、国鉄離れが可能な産業がかなりあるわけですが、トトラックによって鉱石をすべて目的地まで運び出すということとはほとんど不可能だというふうに思いますので、そういう点からも国鉄運賃、電力の値上げについては、現在でも産業別に見て、低位にある金属鉱山関係の従業者の労務費というものが非常に圧迫される。少なくともその口実には使われるということだろうというふうに判断をいたしております。

○政府委員(増田実君) 電力料金及び国鉄運賃値上げによりまして、この非鉄金属業界が非常に大きな影響を受けるということにつきましては、ただいま藤崎参考人、原口参考人からお話がありまして、またいろいろな内容につきましては、私も業界から、またいろいろの点から、これが今後のこれらの業界について非常に大きな影響を与えるものだというところで憂慮いたしておるわけでございまして、これをいかにしていま切り抜けるかということにつきましては、真剣にその対抗策を考えていきたいというふうに考えております。

○沢田政治君 ごらんのように、国鉄は赤字で非常に国鉄財政再建という問題になっている。片一方は、国内鉱山も、資源の確保としてやっぱりそういう政策が必要だ。これは両方必要なのでありますから、その調整な接点をどうするか。こういう点はやはり事情を踏まえた上で、資源エネルギー庁が国鉄、運輸省——特に電力の場合は皆さんの中にあるわけだから、どういうように調整等を図るか、これは皆さんの、何というか、手腕、力量といえますかね、適切な行政判断というものではないかと思うのです。これは十分考えてほしいと思うのです。

それから蓄積公害の問題ですが、まあカドミとか金属産業が地域住民に大変不安と被害を与えておるわけです。原因説はいろいろマスコミ等で言われていますが、そういう中身には触れませんが、私もやはり原因者負担という原則は、これははっきりすべきだと思う。ただし、金属鉱山の場合は、明治維新以降近代国家になってからの産業じゃないという事実もやっぱり私ははっきりすべきだと思うのです。原因者がおらぬのです。あるいは徳川幕府であり、あるいは封建領主であり、個人がともかく鉱山をやった歴史はないわけです。全部時の権力者がやったことなわけです。その比率は、蓄積で何%がいまの見当というの、これはつかぬわけですね。そういうことだから、そういう事情を踏まえて、しかも原因者負担という一つの方向を踏まえて、やっぱり基準というものをも明確にすべきじゃないかと思うのです。これはまだ定かじゃないわけですから、時間がないので、簡単に原口参考人、藤崎参考人に、私はやっぱり原因者負担をばかしていいということをやうんじゃありません。どこまで国が持つのか、どこまで過去の近代国家になるまでの累積されたものを国が持つのかという基準を明確にすべき時期に来ているんじゃないかと思ひます。無資力な者に、おまえはいま鉱業権があるんだからやれと言つてもできっこありませんからね。そして困るのは地域住民だから、その付近の境界といひますか、基準を明確にする必要があるんじゃないかと思うんです。これは検討課題です。原口参考人と藤崎参考人にお聞きしたいと思う。

○参考人(原口幸隆君) 先生御指摘のとおり、蓄積公害につきましては、国の資源であるという立場、さらに今後この資源を大切にしていかなければならない、開発をしていかなければならないという前提がある限り、蓄積公害問題を積極的に処理いたしませんと、国内鉱山の維持、育成というものが不可能になる危険性が多分にございまして、したがって、単なる後ろ向きに鉱害の問題を処理するという観点ではなしに、将来、国内資源の金

属資源を開発していくという前提に立つた積極策の一部として蓄積鉱害の問題を見ていかなければならぬのではないかと、私も、私どもは基本的な考え方を持っておりま。

その上に立ちまして、確かに企業責任というものが現在の経営者に求められる原則については、私は、はっきりしておきだと思ひますけれども、その原則について現実処理する場合に、現在の企業能力としては事実上不可能に近い。また、国の資源という社会的な観点が強くなればなるほど、国の負担においてこの問題を抜本的に解決していくという施策が前提にありま。先ほど御指摘のような、国内資源の三段階の探鉱開発という問題にすら手がつけられない。あるいは現在の私企業の経営者が意欲を喪失する、やめた方がいいというような問題にもつながる危険性がございまして、蓄積鉱害の問題についてはその歴史性から言ひまして、ほかのいわゆる公害とは質的にかなり違うという観点に労働組合側も立っておりますので、よろしく今後の御検討をお願いを申し上げたいというふうに思っております。

○参考人(藤崎章君) 蓄積鉱害につきましては、先生がたまた御指摘のとおりで、明治維新後つくられた工場、そういうものと違ひまして、これは江戸時代から、さらにそれ以前から続いておりますものでございまして。いわゆる坑跡水その他による問題につきましては歴史が古く、その間また稼行の主体が御指摘のとおりいろいろ変わっております。蓄積鉱害については、現在の稼行者といひましたものならば、これは当然責任をもってやるということはわれわれも避けるものではなく、当然そのつもりでやっておるわけでございまして。いわゆる経営主体の変化、そういうようなことがいろいろあるわけでございまして。しかも、鉱害規制の強化の傾向にございまして、われわれは誠実にこれを履行しておりますが、ただいまの段階ではその負担は増大する一方でございまして。

特に、そういうことでございまして、それからいろいろ自然条件、それから過去のいろいろな関連、こういうことがございまして、なかなかこれは現実には基準は定めがたい問題だと思ひます。原口参考人が新たな蓄積政策の進展ということに關連してお話ございました。われわれが誠実にこの坑跡水の処理をやることは当然の責務でございまして、これはやっておりますけれども、先ほど来申し上げたようなわれわれの責任を超えるもの、それからわれわれの負担を超えるもの、それからわれわれの負担を超えるもの、それを仰ぎたい、こういうふうに申し上げて、私の意見とさせていただきます。

○政府委員(宮本四郎君) 鉱山における蓄積鉱害の問題は、鉱業の歴史がきわめて古い、それがその後転々と鉱業権が移つてまいりまして、現在の主体が当然その責めをどこまで負わねばならぬか、これらの問題につきましてはきわめてむずかしい問題があるかと思ひます。他方、重金属によります人の健康の保護あるいは生活環境の保全、こういった問題は一日もゆるがせにできない。この二つの問題のはざまに立ちまして苛酷の負担を鉱業企業に寄せることにつきましては、私は現実的になかなか行き過ぎの面があつてはいけなと思ひます。

PPPの原則というものが他方ございまして、いろいろ議論が行われておるわけでございまして、たとえば、鉱業法によりますところの鉱害防止の無過失賠償責任、あるいはまた、鉱山保安法におきましてところのいろいろな鉱害防止の規定、さらにはまた、土壌汚染防止法あるいは費用負担法におきましてところの具体的規定、このような実定法の定めはもとより尊重されねばなりませんけれども、それ以外の面におきましては、極力助成措置を講ずべきであると考えております。

たとえば御存じのように、鉱業権者が存在する場合におきましては、いろいろな財政の資金を活用いたしまして、金属鉱業事業団においていろいろ苦心を願つております。さらにまた、不存

在の場合におきましては、先生御案内のような鉱害防止の補助金制度というものができておりました、相当手厚い制度は整つておるかと思ひますけれども、なお、その運用につきましては御趣旨に従つて努力をまいりたいと思ひます。

○沢田政治君 蓄積鉱害の責任は非常に歴史的な背景がある。ある場合は政府が鉱山を経営したことがあるんですね、明治時代。官山と称して政府自体がやったわけですね。そういうものの責任もあるわけですね。しかも、原口参考人が言つたように、もう企業能力の限界を超えるということになつた場合、鉱害というものの一つの弊害と、その産業の存在というものの価値判断をなくちゃならぬわけですね。そういうところまでさかのぼるを得ないのです。こういうことだからいま当面の返答は、やはりこれを深刻に何といふか受けとめて将来の課題として考えてほしいと思ひます。

次に、これは思ひついたようですが、S対策をどうするかということ。いま需給のバランスが非常にとれないわけですが、いつまでもこういう状況じゃない、需要も喚起される時期が遠からず来ると思ひますが、その際に一つの自動操業、たとえば銅の増産あるいは亜鉛の増産、鉛の増産をする場合でも、特に銅と亜鉛ですが、プレーキがかかるわけですね。これは設備が足りなくてプレーキがかかるわけではなく、つまり、それをとるために硫酸が出てくるわけですね、Sが。銅トーンつくるために三トンの硫酸が自動的に出てくるわけですね。さらに亜鉛をトーンつくるために二トンの硫酸が出てくるわけですね。これは投げたならばまた大鉱害だ。

ところが御承知のように、硫酸がダブつていくわけですね。まさか液体だから投げけるわけにはいかぬ。そうなる、たとえばこれだけの需要が出て銅、亜鉛が必要だということでも、硫酸でストップがかかるわけですね。これは十分皆さん素人じゃないからわかつておると思ひます。ところが、硫酸がタンクに満杯だということになるとこれは

は大変なことになりますね。したがって、硫酸を処理する方法は幾らもあると思うが、これは投げけるわけにはいかぬ。やっぱり硫酸ということになると大量に消費するのは肥料です。だから、いままで開発途上国の援助で、はだして歩いていくところに耕運機を持つていくのもこれはまあいいでしょう。自動車をやるのもいいでしょう。しかしそういうことよりも、やっぱり食糧が足りなくて飢饉線上にある途上国もあるんだから、そういうところに肥料で援助をしてやるといふことはかえつて開発途上国が喜ぶんじゃないかと思ひます。製品をやつたならばこれは一般の金属産業は喜ぶかも知れませんが、やっぱり相手の民衆にとっては、最も必要なものを与えて感謝される方が私は当然じゃないかと思ひます。でありますから、外務省等とも相談して、やっぱり肥料でやつた方がいいのかどうか、その方がいいかと思ひます。

ならないかと思ひます。そうしなくちゃ、やがて需給のバランスが解消してこれはもう大変な足かせになります。この輸出対策をどうするかという問題が一点。

それから同時に、最近の製錬所は、昔は内陸にありました、小さな鉱山のそばにあつたわけですが、海外鉱依存という一つの時代の趨勢で、ほとんど臨海製錬所になりました。したがって、工場立地というものが限られてきました。そういうことで炭鉱のボタ山のようになつて大変堆積されて、もう投げるところがないということになつておる、この石こうをどう処理するか、この用途開発を民間でやれといつた、これはちよつとできない。でありますから、やっぱり用途の開発とか、これを建築材料ですか、こういうものにどう転用できるか、これはそうむずかしい技術じゃないかと思ひます。政府の機関でこういう検討もすべきじゃないかと考えるが、いかがですか。

○政府委員(増田実君) ただいま沢田先生から硫酸並びに石こうの問題についてお尋ねございましたのでお答え申し上げます。

まず硫黄の問題につきましては、いまお話しございましたように、この鉱石の処理に当たりまして、硫酸の産出があるわけでございますし、また、石油の精製におきまして、脱硫を行いますところ、ここに相当に大きな硫黄の供給があるわけでございます。ところが一方、国内におきましては硫黄に対する需要というものが相当減退いたしておるわけでございます。この需要はいまお挙げになりました肥料、それから繊維、それから無機薬品を主体としておりますが、現在の状況から言いますと、相当長期的に景気が回復基調にありまして、いま申し上げましたような肥料、繊維、無機薬品の生産がふえまして、硫黄の方の供給、あるいは硫酸の供給がやはり過剰であるのではないかと、こういうふうに考えております。

こういう意味で、この硫黄及び硫酸についての対策をやりませんと、先ほどお話ししましたように、もとの製錬の生産をそこでとめなければならぬとか、いろんな問題が出てくるわけでございます。それで私どもの方も、この硫黄につきましても、需給の長期計画と申しますか、長期の見通しというものを立てておりますが、この解決策は先ほど言われましたように、硫黄を使って硫酸その他で海外に肥料を輸出するとか、あるいは援助で持っていくという方法もあるかと思いますが、それ以外に硫黄、あるいは硫酸の形でこれを輸出するということを相当大幅に行わなければならぬか解決しない。それで輸出が可能になるように各種の施策を講じていきたい、こういうふうに思っております。

それから石こうにつきましても、これはセメント、ボードその他の需要を背景にいたしておるわけでございますが、この石こうが硫酸肥料の副産物としても出てきますし、また、排煙脱硫の石こうの供給が非常に急増しているということで、この供給過剰をどうするかということが一つの大きな問題となっておりますが、これにつきましては、通産省の中に石こう問題連絡協議会が設立されて、この新規需要開拓につきましても検討

をし、近くその結論が発表されるということでございます。もし必要でございましたら、化学肥料課長おりますので、いま申し上げました石こう問題対策の要点だけここで御答弁させていただきます。

○説明員(後藤宏君) いま長官の申し上げましたとおりでございます。排煙石こうの供給の状況でございます。四十九年度が二十七万トン、五十年年度が八十万トン、五十一年度が百六十万トンというふうな姿で、排煙装置の八割が石こう会社供給されて、非常に石こうの急増をいたしております。これに対応いたしますために、現在石こうを排出しております業界、電力、鉄鋼、石油化学、化学肥料、その他業種と、これを利用いたしますセメント、住宅産業、石こうボード、その他産業機械、十三業界を結集いたしまして、省関係各課と合わせまして、官民協調体制といたしまして、現在申し上げました石こう問題連絡協議会をつくっております。

ここで主として対応しようとしております内容は、既存の需要の拡大、新規の建材、土木需要の拡大並びに当面ふえます石こうについての一時的な処分の問題、これにつきましても、対策を五月十四日に第二回の石こう問題連絡協議会を開きまして、原案として了承していただくという形で、内容につきましても細かくなりますので省略させていただきます。

○沢田政治君 まあおっしゃられた方向で解決する以外に方法はないと思ひますが、答弁しただけじゃなくて、それを軌道に乗せてもらいたいと思ひます。

それともう一つは、これは答弁しなくてもいいと思ひますが、燐鉱石からも石こうが出てくるのだね。工法によつてはSになってみたり、石こうになってみたり、これはいろいろ工法があります。だからこれもいまのまま燐鉱石で輸入した方がいいのか、燐酸にした方がいいのか、これはやっぱり研究してもらいたいと思ひます。

それと、今度は備蓄の問題ですが、三百億円、

これは三億幾ら政府が利子補給をやるわけですが、これが今度の法律改正の目玉なわけですが、これは非常に性格がいまいですね。というのは、鉱石輸出に迷惑をかけるからと。やっぱり原鉱石の受け入れを、これは一五割ですか、いまやっているのだけれども、これを余りためたら困る。開発途上国が輸入をとめられたら大変経済的な混乱を来す。これは資源外交上も必要ですが、あわせて国内の資源も守ると一つ一つの性格がなければならぬわけですね。ところが、皆さんが出して要する要綱では、外国に迷惑をかけるから、これは私企業じゃ持ちこたえられないだろうからという一つの目的だけになってます。だから、いまは当面、これを出発点としても、やっぱり国内の資源も守るという色彩を強めてほしいと思ひます。

これははくはくは要望しておきます。これで出発するのだけれども、いまはこれに文句を言つたところでどうにもならぬから、これを出発点として、そういう国内の価格安定を含めた機能というものを多面的に持つような、これは公益法人になると思ひますが、そういう方向に将来は誘導すべきだと、こういうふうに私考えます。

それで、買入れをいつやるのかとか、売る時期はどうかとかいってこれを議論しておれば、これだけで一時間ぐらいかかるわけだから議論しませんが、私言いましたように、輸出国にも迷惑をかけられない、あわせて国内の価格安定を含めた機能に将来やっぱり高めていくべきであると。それとこの要綱を見ますと、非常に政府主導型がきくしくしているのですね。だから、これは公団に権能を移すものは移すと、こういうような方向に持っていくべきだと思ひます。公益法人になつた場合に名称がどうなるのか。運用が、いま鉱業審議会の備蓄分科会で議論されることになると思ひますが、この運用もよほど民主化してもらいたい、民主的にやつてもらいたいと思ひます。学識経験者という、非常にこれは知識が広いと思ひますが、それを学者とか、データだけで物考える人じゃなく、現場におる人とか、その産業と運命を一体に

している経営者もそうだし、労働者もあるだろうし、そういうように、従来言う意味の、政府好みの学識経験者じゃなく、その点は非常にバランスをとった民主的なものにしてもらいたい。その中身については、はくは話をしてお大い意見の相違がないようですから、そうやっていただけたらうと信じておるわけですが、その点を考慮していただきたいと思ひます。何か意見があったら、異論があったら出してくだい。

○政府委員(増田実君) 今回の金属鉱業事業団法の改正で、御審議をお願いいたしております非鉄備蓄制度を充足させるための業務の追加でございますが、これにつきましても、先ほど先生からもお話がございましたように、海外の非鉄金属鉱石の輸出と対策ということで今回認められたわけで、これがその結果として、私は、国内鉱山に対してもいい影響を与えるというふうに考えておりますが、直接国内鉱山対策ということになつておらないというところに現在のこの備蓄制度につきましても限界もあるわけでございますが、先ほどの御趣旨のように、国内鉱山対策というものの重要性を踏まえながら運用その他に努めていきたいと思ひます。

また、今後のこの備蓄法人、これは財団法人という公益法人の形で運用していくわけでございますが、その運用の仕方その他につきましても、いま先生から御意見がございましたように、いろいろの意見を取り入れる、また実態に即した運用ができるようにするというところにつきましても、私どももそういう方向で検討を進めておるところでございます。

○沢田政治君 当面はやはり、資源外交の考慮で大蔵省がこれを認可したという一つの当時の背景はわかってはいますが、しかし、将来機能を高め、価格安定買取り機関的なものにこれを直していかなくちゃ国内の資源というものはつぶされる。たとえば、現在コストが五十七万円で需給のバランスはとれたけれども、値段だけは五十万円だという場合は、やっぱりある程度五十七万円

なるまで国内のものを買い支えておいて、高くなったときこれは政府なりに売る、この中にやっぱりそういうふうな機能を持たせていくべきだと私はそういう主張をしたいんです。だからこれは一つの検討課題として考えてほしいと思うんです。

次に鉱業年金制ですね、これは、石炭には御承知のようにトン当たり幾らという積み立てがあるわけで、別の財源があるわけで、これはこれで結構だと思ふんです。鉱業年金を見ても安いですね、二千万とか、坑外であればですね。だけれども、これは正直言つてだれでも地下の産業はいやです。何がしかのやっぱりという恩典を与えなければ、これはもうおる人はおられませんよ。私は、価格の問題とかいろいろの問題、鉱量枯渇もあるが、労働者不足のため石炭なんか端的な例でしょう。いま油が大変だと、こういうことで石炭鉱業を再開せよといったって、人は集まりませんよ。だから技術者温存という立場から、財源があるとかないじゃない、その産業が必要なものであるならばまず技術者、労働者がいるということをはっきりしていただきますから、そういう観点からやっぱり考えるべきだと。若い人はほとんど入ってこないでしょう、地下労働。しかも、災害が頻発するような条件の作業環境に入ってきたら、そういうことで、石炭には特殊の財源があることはわかっておるが、ばくはこれでも不備だと思つてゐるんですよ。こんなものは年金に値しないんですよ。

だから、これは非常にむずかしくて厚生省、労働省各省にまたがるわけですが、附帯決議でも何回もこれは考えるべきだということとはつけられてゐます。が、いままでサボつたとは思いません。数回にわたつて各省と折衝をしておると、これは認めますが、やはり今後とも前向きに、附帯決議というのには聞きおく程度だということじゃ困るんです。立法院が附帯決議をつけるのだから、行政府はこれを受けて立たなければやはり問題が起こってきます。仮に今度は附帯決議がつくつか

ぬかわからぬけれども、過去つてきたんだからね。だから、やっぱりこれは前向きに検討してもらいたいと思ふんです。半年後に結論出せよとか何とかという私は拙速は言いませんが、十分各省と相談して、テーブルに着いて検討してもらいたいと思ふんです。

○政府委員(増田実君) 鉱山にとりまして必要な労働力を安定的に確保しますことは、経営上の非常に大きな問題でございます。そのためには、鉱山労働者の福祉の向上を図っていくということが一つ大きな重点だということに考えております。そういう意味におきまして、年金制度につきましても先生御存じのように、種々の解決すべき問題点がまだ残されておりますが、私もこの問題については、以上のような趣旨から関係省庁とも十分な連絡をとりつつ前向きに検討を進めていきたい、こういうふうに思つております。

○沢田政治君 前向きというのは国会用語では何と申すか注釈もあるわけですが、そういう意味じゃなく、本当に中身のある、結果はこれはどうなるかわかりませんが、やはりこの是非を議論してもらいたいと思ふのです。それと長期の地金輸入、これをこのままでいいのかという素朴な疑問が私残つてゐるわけです。国内では三〇％も換短させながら長期の輸入はやらしてゐる、今度は地金の輸出は許さぬと、全く踏ん切りけつたり、どこかにしこりがいくことはこれは明らかです。事情は私わかりませんよ。これはむづかしいことをやっているのじゃない、それなりの事情と理由がそこに介在することは認めますが、いつまでもこの輸出を認めないのか。また、国内で換短させて地金輸入というものは無制限にこのままでいいということになれば、ここに矛盾が出てくるわけだ。この点をどう考えますか。

○政府委員(増田実君) 銅地金の輸出につきましても、四十九年の二月から輸出を認めるという方針を出したわけでございしますが、その後世界の銅事情が御存じのように非常に悪化いたしましたので、日本が銅を約三十万トン輸出いたしましたことが

原因だということを言われたのでございます。これに對しまして私も、決して日本の輸出が銅の価格を下げたのではなくて、やはり世界全体の需要が落ちたのが原因で、日本にだけ責任を負わせるというこれはこれは実態に合わないということ、これはC I P E Cという銅の輸出機構、O P E Cと同様なものでございしますが、その事務局長が日本に來ましたときにも、そのことについてこれは業界からもそれから政府からも十分説明いたし、向こうも了解したわけなんです。しかしいざいざしろ、従来輸出してゐなかつた日本が相当大幅な輸出をしたということにつきましても、これはいわゆる開発途上の銅の産出国から相当非難を浴びておたつたわけでございます。このために昭和四十九年の十一月に銅の輸出の承認の停止をしたわけでございます。それ以後、若干その銅の国際市況というものは、ことに最近改善しつつあるという状況でございますが、また日本の銅地金の滞貨いたしてゐるものを輸出するということ段階には達してゐないと思つております。そういう意味で、今回お願いいたしておりますこの備蓄制度も、日本にこれを備蓄することによって問題を解決していきたいというふうに考えておるわけでございます。

それから、先ほどお話ししました地金の輸入の問題でございますが、特に地金の輸入は銅が大体消費量の一五％ぐらいになっております。それ以外の銅とか亜銅は大体三、四％でございます。それで、特に問題になりますのは、銅の地金輸入というものがこのように日本国内におきまして製錬業界が大幅な生産カットをし、非常に国内鉱山にも、また海外の鉱山にもいろいろそのしわ寄せを及ぼしているというときに、まだ地金の輸入を続けなければならぬことについていろいろの問題点の指摘があるわけでございます。

ただ、これにつきましては、先ほど先生がおっしゃられましたように、長期輸入契約というもので入れております。しかも、その輸入先がアフリカのザンビアとかあるいはザンビアとか、あるいは

は南米のチリという発展途上国が大体九〇％を超えておるわけでございます。これらの国といたしましては、鉱石を売ると同時にやっぱり自国の中で地金にして、それを日本に對して長期契約で売りたいということでございますので、できるだけこの地金の長期契約についても減らす、実際の契約量に對しまして削減を求めるということで調整しております。四十九年に比しまして五十年の輸入は相当減つておりますが、しかしながら、やはりこれらの国々との間の取引の形態といたしまして、全部スポットに切りかえるとか長期契約をしないわけにはいきません。そういうことで私もいたしましては、この地金の輸入をできるだけこれらの産出国、輸出国に迷惑を及ぼさない範囲で削減していくこととやっておる次第でございます。

○沢田政治君 時間が來ましたので最後の質問をしますが、事業団が海外開発の場合でも投資、融資、これができることになりましたね。ところが開発途上国、発展途上国、こういうところにはできないわけですね。したがって、出資、融資ができることになつたわけですが、私は正確にはわかりませんが、あんまりそれが作用してないんですよ。二十億圓ぐらい使つてゐますか。というのは、アメリカとかカナダで開発する場合は出資、融資するんだけれども、開発途上国はだめだということになると、カナダとかアメリカは自国の資源はみな全部把握してゐますよ。そこで残つてゐるのなんというのはいよいよ、どだい、常識的に考えてみても。しかも今度は、開発途上国でも商社等を通じて製錬資本がどんどん競争して行つておる、それで条件をだんだん悪くしてゐる、こういうことはよくはむだだと思ふんです。そういうことだから事業団に鉱業権を持たして事業団が乗り込んでいって、これは有望かどうかというものを把握して、自分が業じゃないから製錬業者とか鉱山資本に売るかどうか、損しないようにやるべきだと、これを強調しているわけなんです。したがって、これは海外開発基金ですか何かの関係で役

所のなわ張りもこれに介在しておるようですが、やはりもろもろは別だと思ふんです。こういうことだから、やっぱり大蔵省なり何かと話して、もう少し国費を使うんだってら有効に使うと。それぞれの分野を分けて、役人のなわ張り根性も結構だが、それは有効に使われなきゃ何にもならぬわけだから、やっぱり委員会であらう発言があったというのを踏まえて、事業団に対する鉱業権の設定を含めて、ばくは宿題として出しておきたいと思ふんです。どうですか。これで終わります。

○政府委員(増田実君) わが国が行っております海外の探鉱地は、大部分はいまおっしゃられるようにいわゆる開発途上国でございます。そういう意味で、金属鉱業事業団もいろいろな調査というものは開発途上国において行って相当な成果を上げておられるわけです。ただ、いま先生が御指摘ありましたように、企業探鉱の融資につきまして、金属鉱業事業団が融資するのは先進国におけるプロジェクトであり、それから、開発途上国の方は従来からやっております海外経済協力基金がやるということとで一応ふり分けになっているわけであります。

それで、これにつきましては現在海外経済協力基金とそれから金属鉱業事業団が十分連絡をとって、これは金属鉱業事業団の方は玄人ですから、金属鉱業事業団の知識経験その他を入れて、そうして融資の窓口は海外経済協力基金になっておられるわけですが、これにつきましては確かに先生のおっしゃられるようにいろいろ問題点がございます。その意味において、私どもとしてもこれはひとつ検討の課題だと思つておられます。また、きょう先生からありました御発言を踏まえてこの問題を処理していきたい、こういうふうにしておられます。

○沢田政治君 もう一つだけ、これは重要なことを申し忘れましたが、現在まで鉱業政策として援助の方法は大企業には融資、中小企業には新鉱床探査補助金、これは実勢単価にはなっていないせん

が、そういう手法でできておるわけですね。ところが、非常に政策としてはいい面の作用もしたけれども、逆な面の作用も来したことは事実です、弊害もあるんです。これは、といひますのは、大企業の鉱山離れというの大きな原因になっているんですよ。これは、大企業であるならば融資は受けるけれども探鉱補助金が来ないと、だから何というか、銀行筋の反感もあるしいろいろあります。言えは切りがないわけですが、これを切り離して補助金の対象にしてやろうと、まあそれは本社費が軽減されるとかいろいろあります。ぼくは内容知っています、逆な面の意図しない面の現象も出てきておることはこれは事実です。だからぼくは、融資と補助金の二本立てでも結構ですから全部に適用させると、その企業がいづれをとるかを選択させるという方向をしなければ、新鉱床探査補助金が逆に大資本の鉱山切り捨てにつながつておるという一面のもろ刃の剣の悪い作用が出ておることを考えてほしいと思ふんです。ここで即答は要りません。これは次の機会まで十分宿題としてお考え願いたいと思ふんです。

○政府委員(増田実君) よく検討いたします。

○委員(長柳田桃太郎君) 午前中の質疑はこの程度にとどめ、午後一時二十分まで休憩いたします。

午後零時六分休憩

午後一時二十九分開会

○委員(長柳田桃太郎君) ただいまから商工委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き金属鉱業事業団法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。

○桑名義治君 けさ方専門家の委員からいろいろと質問があったわけですが、私は事業団の問題あるいは不況問題、備蓄問題、それから国内の鉱山の育成問題、それから輸入の問題、それ

から世界各国との関連ということで、敷衍的に論を進めていきたいと思います。

最初に、金属鉱業事業団の問題でございますが、昭和三十八年に優良高品位鉱床の探鉱に必要な資金の貸し付けを行うということで発足をして、今回まで何回かの法改正で業務を拡大してきておられるわけですが、事業団の業務は現在十幾つかに列挙をされております。業務の遂行状況がどういふふうになっているのか、まずお聞きをしておきたいと思ふます。平塚参考人にお願ひします。

○参考人(平塚保明君) ただいま御質問がございました事業団の現況についてお答え申し上げます。

ただいま御指摘がございましたように、三十八年に事業団が発足いたしましたから、ちょうどまる十三年をこの二十日を迎えることに相なっております。当初は、国内の鉱山に探鉱融資をすることから始まったのでありますが、その後五回にわたる事業団法の改正がございました。第一次には、国内精密調査の業務が加わりました。次に第二次は、広域調査業務が加わりました。第三次は、海外におきます探鉱事情の調査、探鉱開発に係る業務が加わつたわけでありました。次に第四次には、国内におきます休廃止鉱山、これの蓄積鉱害防止関係の業務が加わりました。次に第五次には、海外におきます海外の法人と共同探鉱並びに海外探鉱に出資をする。こういう機能が追加されて今日に至つたわけでありました。

この間、諸先生方から賜りました厚い御指導並びに御支援に対しまして、ここに改めて厚くお礼を申し上げる次第でございます。

次に、いま御指摘の業務の内容についてでございますが、またこれについての成果について、時間もございますが、ごく簡単に申し上げます。

第一の国内の探鉱関係につきましては、先ほど午前中の委員会でも御説明申し上げましたが、いわゆる広域調査、精密調査、企業探鉱、いわゆる

三段階方式によりまして、これによる国内鉱山の探鉱に努力いたしておるわけであります。この結果として先ほどお話がございましたように、松本鉱山あるいは探鉱鉱山のような全く新しい鉱山が発見、開発されました。今日移行に入っておりますが、このほか北海道の下川地区、岩手県の金石地区、あるいは秋田県の阿仁、大館地区、その他兵庫県の播磨、あるいは福井県の中竜地区、あるいは鳥取県の益田地区、これらの地域でかなり有望な鉱床を発見いたしております。

また、海外におきましては、四十三年以降、銅、鉛、亜鉛、マンガン、ニッケル、クロム、アルミニウム、ウラン、この八鉱種につきまして探鉱資金の融資をいたしておりますが、これらにつきましても各所でそれぞれ有望な鉱床をつかんでおられるわけでありまして、そのうち豪州でやっておりますガンパウダーという鉱山では開発の段階にかかつて、今日生産の段階に入つてきております。さらに、四十九年から始めました探鉱資金の出資につきましては、これは現在ペルー及びパプア・ニューギニア、この二カ所で二つのプロジェクトについて出資をいたしております。この両者とも、ともに非常におもしろい有望な鉱床の確証をいたしております。

また、海外の地質構造調査、これにつきましては、ザイル国、ペルーの南部のケチュア地区、あるいはパナマ国のベタキジャ地区、あるいはブラジルのジャコピナ地区等かなりの鉱床を把握いたしておられます。これらそれぞれ現地と共同で日本サイドがこの開発にいま当たつて準備を進めておるところであります。

また、資源開発協力調査、これは国際協力事業団と共同して行つておる仕事でございますが、四十五年から五十年までの間に、インドネシア、ペルーその他開発途上国の九カ国で十三地域で調査を実施いたしておりますが、これまた有望な資源の賦存をつかんでおられます。これらにつきましてはそれぞれこれらの国々から高く評価を受

けておる次第であります。

このほか、白嶺丸によりする深海底のマンガンの調査、あるいは海中からのウランの回収の問題、あるいは空中電磁探査によりする潜在鉱床の発見、こういう新しい技術の開発研究にも従事いたしておりますが、なお、四十八年度から始めました休廃止鉱山の蓄積鉱害防止の業務も行っております、これは都道府県あるいは市町村などの自治体からの依頼を受けてまして、鉱害防止事業に協力をいたし、ともに大変喜んでいただいております。

事業団といたしましては、ただいままでのところ、申し上げたとおりでございますが、今後ともさらに役職員協力いたして最善の努力をいたしたいと考えておる次第でございます。

なお、一言補足させていただきますが、今回御審議を賜っております金属鉱業事業団法の一部改正の法律案によりまして、事業団が金属鉱石等の安定化のために金属鉱山物産融資業務を行うことに相なりますれば、かねてから通産御当局の格別な御指導をいただいております、これらにつきまして着々と準備をただいま進めておるところでございます。

したがって、本法案が成立いたしますれば、受け入れ態勢を一段と強化いたしまして、諸先生の御期待に沿うべく、さらに一層努力を重ねてまいりたいと存じておる次第でございます、今後とも何分よろしく御鞭撻、御支持を賜るようお願い申し上げます。

○桑名義治君 概略についてはいまお聞きしたわけでございますが、そこで、当事業団の主要なものの一つに、先ほどから申し上げておりますように、海外探鉱出融資制度があるわけですが、一般と特別の二つに分かれて、五十年度は現在百三十三億二千三百万円に及んでおるわけですが、そのうちの三分の二程度が銅に集中しているというふうになっておりますが、融資先はどういうふうになっているのか。また、融資された事業は成功しているのかどうか。また、融資された資金の償還は

どういうふうになっているか、その状況をお知らせ願いたいと思います。

○参考人(平塚保明君) お答え申し上げます。

ただいま御指摘の国内融資の方でございますが、三十八年から五十年までの間に三百五十億円を融資いたしております。この融資先は、事業団は探鉱奨励金をもたらうことのできない事業に金を貸すことになっておまして、すなわち、大手企業だけに貸すことに相なっております。現在、この中で、たとえば日本鉱業、これは以前は貸しておりましたが、その後それそれ鉱山が独立いたしましたので、現在は対象になっておりません。また、以前は貸しておりました鉱山会社も、その後企業が縮小されたようなところには貸しておりません。現在、対象となっておりますのは貸してあります三井、三菱、住友、古河、同和、石原産業、東邦亜鉛のようなどころでございます。以前は十五鉱山会社ほど貸しておた記憶いたしておりますが、現在は半分ぐらいに相なっております。

次に、海外の方の融資でございますが、これは四十三年から今日まで貸しておりますが、午前中にも御説明申し上げたかと思いますが、融資の対象先が発展途上国を除いたところというふうになっております。現在融資の対象先になっておる国は、アメリカ本国、カナダ、オーストラリアに限られております。したがって、先ほども資源エネルギー庁長官からも御説明があったかと思ひますが、多くの新しい鉱山、発展しようとする鉱山というのは、多くがいわゆるまだ開発の途上にある国にある。したがって、ただいま申し上げたような三つの国では早くから探鉱が進んでおりますので、対象となるような資源が残されているところが少ないというふうなことから、対象となる鉱山が少なくなっております。

大きく発展しようする可能性のあるところが比較的少ないということもあろうかと思ひますが、さようなことで、今日いままでも円貨にしまして二十億円ほどしか融資はいたしておりません。外

貨でも貸しておりますが、これはなぜと申しますと、探鉱費の半分しか貸せない。また、金利も六分七厘五毛、こういうような条件でございます。それで、先ほど来御説明がございましたように、鉱業界全般が沈滞をいたしておるという関係もありまして、やはり探鉱はまず国内優先である。しかる後に余裕のあるものが海外に出るというふうなこともあろうかと思ひます。さようなことで、金額は今日まで二十億円程度にすぎないことを申し上げます。

○桑名義治君 焦げついた分はございませんか。

○参考人(平塚保明君) お答えいたします。

いままでも一つもございません。これは条件を申し上げますと、探鉱融資の条件が、国内は二年据え置き、五十年均等償還、これは全部返つております。それから海外は一年据え置きの九年均等返済、特に特別なものについては、これはウランだけでございますが、八年据え置きの十年均等とになっておまして、したがって、まだ期限も来てないということもありますが、今日まで焦げついたのは一つもございません。

○桑名義治君 先ほどからの説明のように、海外探鉱出融資制度ができたけれども、これはあんまり実績が上がってないということ、大蔵省は来年以降はプロジェクトをつくることについては当分認めないという方針を出しているとかいう話を聞いておりますが、その点どうですか。

○参考人(平塚保明君) 二十億しか借りないからということと成績が上がってないというおしかりを受けまして、まことに恐縮に存じておりますが、これは先ほどから申し上げましたように、やはり新しい地域というのは発展途上国でないとならない。したがって、残念ながらオーストラリア、カナダというふうなところには対象となるようなものが少ない、したがって金が出ていかないというところと私も了解いたしておりました。決してただいま御指摘がございましたように、さっぱり成績が上がってないじゃないかというおしかりを受けておりますが、やはり私たちが

の方は受けて立つ形でございますので、業界が積極的に探鉱に向かうということではないと私どもの仕事が進んでないということ、その点はただいまの御指摘は十分心にとめて、今後努力してまいりたいと存する次第でございます。

○委員長(柳田桃太郎君) 政府はいいですか。

○政府委員(増田実君) 海外におきます探鉱に必要な資金といたしまして、出資及び融資を金属鉱業事業団が行えるようになっております。この制度につきましては、融資は四十三年度以来、それから出資は四十九年度以来の実績があるわけですが、ただいま平塚参考人からお話がございましたように、それほど大きな実績が上がってないということ、ことに出資につきましては、来年度、つまり五十二年度ではこれを継続するかどうか考えたらどうかということ、大蔵省から検討課題が出ております。ただ、これにつきましては、私どもは出資、融資というもののつきましては、それぞれの特徴もありますので、融資だけを残して出資を削るというのは、やはり実態にそぐわないではないかと思っております。

また、この海外の探鉱につきましてはウランも対象になっております。そういうことで、ウラン関係の探鉱のためには、この金額というものが今後むしろ増加する見通しもあるわけでございますので、そういう実態を説明しながら、この制度につきましては維持、またできれば拡充していきたい、こういうふうな考えております。

○桑名義治君 次に、備蓄制度の問題で伺いをしたいわけですが、今回の法改正によりまして、市中銀行から政府保証によって三百億円の借り入れをするように決まっておりますが、三百億ぐらいの融資枠ではやるのが非常に限られている、こういうふうな考えのわけですが、通産省としては、来年度以降その増額を考えているのかどうか、その点はどうか。

○政府委員(増田実君) 来年度にこの備蓄の制度を今後どういうふうな持っていくかということにつきましては、この備蓄の必要性というものが今

後の景気回復の動向にも絡むわけでございます。ただ、こし三百億というのを認められたわけですが、これは最初の予算要求では五百億であったわけですが、しかも、その五百億も五十一年度予算は非常に詰めて要求するという事で、ぎりぎり五百億は必要だという私どもの方の考えであつたわけですが、これが予算の折衝の結果、三百億までしか認められなかったということから言ひまして、当然私どもとしては増額したいというふううに考えております。

○桑名義治君 そうなりますと、問題は、今度は買入れ先はどこになっているのか、その金利は幾らか、あるいは業界はどの程度の金利をかぶるのか、この点についてはどういふ計算をなさつておりますか。

○政府委員(増田実君) この備蓄制度のための資金でございますが、先ほど先生から御質問にありましたように、市中銀行から金属鉱業事業団が三百億円を借り入れるということになるわけでございまして、それで市中銀行につきましては、この非鉄金属備蓄制度を行いますための銀行の融資団というものをつくりまして——これは一行に限りませんで、融資団で金属鉱業事業団に対し合計三百億円を貸し付けるということになっております。

それから、そのときの金利でございますが、これは長期金利の標準金利で貸すということになっております。大体現在の話し合いというのは九分二厘ということでございます。ただ、これは長期金利が今後下がれば、それに応じまして下がるわけでございます。そういうことで、普通の金利で市中銀行から三百億円を金属鉱業事業団が借り入れる。なおこれ、つけ加えて申し上げますが、このときの借り入れにつきましては政府保証がつく、こういうことになっております。

○桑名義治君 そこで、いまちょっと質問しておつたんですが、業界はどの程度の利子を払うわけですか、借りた場合は。

○政府委員(増田実君) これが業界負担がどうい

うようになるかということでございますが、いまの三百億円を金属鉱業事業団が市中銀行から借り入れまして、今度は備蓄を行います機関としたしまして財団法人を予定いたしておりますが、これが備蓄を担当いたします機関でございます。その機関に對しまして、金属鉱業事業団が貸し出したしますときの金利は六分五厘になるわけですが、そういったしますと、市中銀行から借りました金利と、それから事業団が備蓄機関に貸し付けます金利との差が出ますが、これは利子補給をもつて埋める、こういうことになっております。そういうことで、業界負担と申しますより非鉄金属の備蓄を行います機関の負担金利は六分五厘、こういうことになるわけでございます。

○桑名義治君 そこで、今回の法改正で事業団が直接にやらずに、いわゆる備蓄法人が主体になったという、こゝろは大体どういう意味なんですか。

○政府委員(増田実君) 私どもの方の原案では、金属鉱業事業団みずから備蓄するということが案の段階では考えられてございましたが、これにつきましては、むしろ金属鉱業事業団の融資先として、この備蓄を担当する機関を別途つくつて、そこに集中してやらせるという方が機動的にも動き得るし、いろいろな制約もないということとで考えたわけでございます。ただ、制約がないと申し上げても、これは非鉄金属の備蓄事業を行いますためには、金属鉱業事業団が、この機関に融資するときに各種の条件をつけます。また、その条件につきましては、通産省がこれにタッチをするということと自由によらせるわけではございませんが、しかし、事業団の中で備蓄業務を全部行うよりも、むしろ必要な金額を貸し付けて、そうしてその指導を行うという方が機動的に動き得るということで、当初金属鉱業事業団みずから行うことも考えたわけですが、いまのような考え方で別動隊をつくりまして、これに非鉄金属の備蓄業務を行わせる、こういう考えに達した次第でございます。

○桑名義治君 そうしますと、この法人は対象、いわゆる鉱種ごとに法人をつくるのか、一本として法人をつくるのか、その点はどういうふうに考えられておりますか。

○政府委員(増田実君) 私どもいま考えておりますのは、一本の非鉄金属備蓄の機関、これは先ほど申し上げましたような財団法人でつくる、こういう予定にして現在準備中でございます。

○桑名義治君 そこで今回、一応政府保証によつて事業団が市中銀行から融資枠は三百億円、それから政府の一般会計から事業団に對して利子補給として三億六千九百万円、これだけついたわけでございますが、現実の問題として、このような処置がどれだけの効果があるというふうに考えられておりますか。藤崎参考人の方から……

○参考人(藤崎章君) 当初お願いいたしましたのは、規模といたしましては一千億円、非常に大きなものでございまして、いろいろな予算の御都合その他で三百億になったことは残念ではございますが、いたし方がないことだと思つております。効果につきましては、やはりこの制度の目的でございましてLDCに對する輸出を安定的に継続して入れるということによりまして、これが量的な効果は、いま少しあたりとともかくとして、非常にいい印象を与えまして、これが今後の資源確保面にいい影響を及ぼしているという事は、定説的ではございませんが、間違いないと思ひます。量的には確かにただいまの価格でございますと、四万トンもしくは五万トンのもの、過剰はもう少しそれより多いでございます。さしあたりこれが非常に効果かといふことはいろいろ問題がございますが、やはりそれなりに非常に需給効果を示すことに効果がございます。また、価格安定につきましても絶対とは申しませんが、相対的な率制の効果というものはあるかと、かように考えております。

○桑名義治君 いま参考人の御答弁のように全然効果がないことはない、しかし趣旨としてはこういう制度ができたので、一応の効果はあるかもしれないといふことで、余り大きな期待感がない

ような御答弁であつたわけでございますが、その点通産省としてはどのようにお考えですか。

○政府委員(増田実君) 三百億円という金額が私ども先ほど申し上げましたように、当初五百億といふことで考えましたから、それに比べてはその六割といふことになっておるわけでございまして、しかしながら、現在考えております買上げ数量、これは銅につきまして、ただいま藤崎参考人から申し上げましたが、大体四万八千トンから五万トン前後、それから亜鉛並びにアルミにつきましては一万トン前後、それから鉛につきましては二、三千トン、こういうことで考えております。これは一カ月間の生産数量あるいは流通数量に比較いたしましたも、そう大きな数字ではございせんが、ただ私が申し上げたいのは、国がこういう買上げ機関と申しますか、備蓄機関をつくりまして、そうして海外における鉱石の引き取りを促進するといふことについて、三百億といふとこれは一億ドルですから相当な姿勢を示したといふことでございまして、そういうことで、これは海外からも相当注目を浴びて、この制度が実施に移されるというのを期待を持って見られてゐるわけでございまして、また、今回これだけの数量といふものは私は、その効果が小さいといふふうには思つておりません。

○桑名義治君 そこで、現在のいわゆる金属鉱業界全体を含む不況といふものは依然として厳しいものがあるわけでございまして、非鉄金属の企業は約三年の水準といふことで、非鉄金属の企業は約三〇%以上の減産を余儀なくされてゐる、こういうふうに行われてゐるわけですが、今回の改正で設立を予定されております備蓄制度の対象品目となる銅、アルミ、鉛、亜鉛、それぞれの業種についての不況に對する実態、それから回復の見通し、対策、このような事柄をどういふふううに考えられておられますか。

○政府委員(増田実君) 銅、鉛、亜鉛の最近の需給状況から簡単に申し上げたいと思ひますが、昭和四十九年度に入りまして、石油危機以後の総需

要抑制、金融引き締めの影響を受けてまして需要が大幅に減退いたしました。五十年の美債を見ますと、これは四十八年度、つまり石油危機の年でございまして、四十八年度がこれらの非鉄金属の生産のピーク時でございまして、それが四十九年度は非常に落ち込み、五十年度は若干回復しておりますが、それにもかかわらず、四十八年度に比べまして五十年度は需要が銅については七・一％、二九％の減、鉛は七・九％、亜鉛が七・二％の水準にとどまっております。そういう意味で、ほかの業界も非常に苦しい事情にあります。これも一般的に言われておるそのとおりの実績を示しております。

ただ、政府によりまして景気回復策によりまして、最近需要が若干上向いております。また、米国における需要回復とか、それからまた、非鉄金属に關連いたしましてアフリカにおける銅の産地あるいはその輸送経路地というのにおきまして紛争問題、それから英国の通貨不安というものを背景にいたしましてLME、ロンドンの金属取引所の価格が最近上昇しております。この上昇の中には一部需要も含まれているということがあります。言われておりますが、一応非鉄金属の世界の相場というものは底を脱したというふうにとれるわけでございます。しかしながら、まだ依然として非鉄製錬業界の操業度は七割台、八割に達しましてそれをほとんど超えてないという操業を継続しております。そういうことから見ますと、先ほど申し上げましたように需要が上向いてきておる、また、ロンドン金属取引所の相場が上がつてきておるとは申しませんが、在庫というものは非常に抱えておりますので、依然として在庫水準が、ことに銅と亜鉛については高いわけでございます。この低操業というものがやはり相当在庫の整理ができるまで続かざるを得ないというふうに考えております。

○桑名義治君 日本鋳業は、来る十月一日から佐賀関と日立製錬所で五十三歳以上の職員二百二名を対象に、自宅待機を発令することを決めたというようにお話を伺っておりますが、その点どうでしょうか。

○参考人(藤崎章君) 私、協会長としては直接は承っておりませんが、間接的にそういう話は存じております。

○桑名義治君 原口参考人も御存じないですか。

○参考人(原口幸隆君) 鋳山の組織が分かれておりました。日本鋳業の組織が別になってございまして、したがって、直接はお聞きいたしてございせんが、承知はいたしております。

○桑名義治君 日本鋳業のこういう問題とあわせて、長期不況対策のために、今後中小鋳山を初め大手でも人員整理があるというふうに思われているわけでございますが、この対策をどのようにお考えになっていらっしゃいますか。原口参考人はこれに対してどういうように対処されようとしているのか。通産省として対策はどうされようとしているのか。その点について。

○政府委員(増田実君) 国内の鋳山につきましては、国内鋳石のコスト高というものの影響を受けてまして、非常に苦しい状況にあるわけです。ことに製錬業界は、先ほども申し上げましたように、海外の鋳石の引き取りも十分にできない、これをカットせざるを得ないという状況でございますので、そのような状況に遭って、国内鋳山も非常に苦しい状況にあります。

ただ、これも午前中申し上げましたように、国内鋳山に対する私どもの見方というのは、まず第一に、国内鋳山が国産の最も安定した資源の供給者であるということ、それから第二には、現在製錬業界は相当大きな比率で海外の鋳石に依存しておりますが、この海外の鋳石を買い入れる場合、また、海外の鋳山を開発する場合にも、国内に鋳山があることが、この海外鋳山の開発あるいは海外鋳山からの鋳石買い入れにとりましていかなる意味でプラスの要因があるわけでございます。それからまた、国内鋳山というものの地域社会における重要性その他から、通産省といたしましては

これらの国内鋳山というものの強化維持というものを図っていかねばならない、これが基本方針でございます。そういうことで、鋳山の問題につきましましては、鋳量の維持あるいは新しい有望鋳床の発見というものに努めなければならぬということ、鋳業政策で従来からとっておりますいわゆる三段階方式をとりまして、これによりまして新しい有望な鋳床の発見というものに努め、国内鋳山を維持強化するという方針をとっております。これが基本的な考え方でございます。

○参考人(藤崎章君) 国内鋳山と製錬と二つに分けてお答えを申し上げます。

国内鋳山につきましては、いま長官が述べになられました鋳といさかも変わるところございせん。われわれもそういうことで、いろいろ三段階方式、補助金、それからいわゆる関税、こういうものを十分強化させていただいて、そして私たちが申し上げましたように、ある一定量の鋳量というものを維持すべきものであると、こういう線に沿って、われわれもそういうつもりでおりますし、さらに、現在の鋳山というものは主要製錬会社の関係会社でございまして、あるいはそうでなくとも、非常にすそ野として協力を緊密にしていかなければならぬ仲でございまして、鋳山につきましても問題という点は以上で尽きるのではないかと思います。

ただいま先生が御指摘なされました製錬問題、これは製錬の操業、採算率ともかなり苦境にあるというものは、けさほど沢田先生の御質問に私がお答え申し上げましたように、これは事実でございます。特に先ほど長官が言われましたように、四十八年度というものが日本の非鉄製品の生産販売のピークでございました。それが一躍三五ないしひい製品に至りましては半減したというものが四十九年の姿でございまして、今後の日本の経済成長はわれわれが論ずることではございせんが、これが仮に五、六％の成長をするということにいたしますと、いわゆるGNPとそれから非鉄生産の弾性値というものは、従来一以上でござい

ましたが、これが一もしくはそれを下がる段階になるのではないかと。そういったしますと、四十八年の生産状況に達しますまでに四年、五年という日数がかかる、これもまた事実でございまして。したがって、今後の減量経済というもののにわれわれがいかに体質を適応するかということでございます。

すでに設備は、臨海製錬所、これは技術的にも世界でまずまず一流水準というものを保持しております。正直なところ、減量経営をいかにするかというところは、やはりそこに人の問題というものがどうしても起こっております。しかしわれわれとしても、これは経営責任という問題もございまして、できるだけたとえば定年退職を待つとか、そういうことでいろいろやっておりますが、これは企業によりまして若干そこに対応の違つたところは出てくると、かように考えております。しかし、現実設備のあれもいし、能率もいものがある、しかも生産が四十八年のような段階に達するまではまだ三、四年かかる、そこにわれわれとしてはきわめて厳しい対応がある、こういうふうに申し上げるほか私としてはいまいお答えがないのでございます。

○参考人(原口幸隆君) うちの産業に従事する労働者としては、大変な危機状態にあることを痛感いたしております。現在も賃金交渉の結論に達しておりません。社会水準の半分ぐらいいのところに低迷しているという状況でございます。労働条件はともかくとして、平均年齢が四十二歳を超えようとしております。こういう産業はほとんどほかにはない。しかも製錬所、鋳山共通して言えることは、装置産業——製錬所の方はかなり機械化はされておりますものの、いわゆる装置産業とは違ひましてかなりの熟練、経験というものが必ずでございます。

昔は、子弟が代々山で働いておったんでありますけれども、親自身が働かせない、若い者は当然自分です町におりていくという関係で、このまま放置いたしますと、幾ら金をつぎ込んで人間的面

から、鉱山、製錬所を支えていく肝心の人たちが自分の産業、企業に魅力を感じつつあるということを実感いたしますので、そういった危機感というものを防ぐためには、ロンドン相場によって一喜一憂し、左右される価格体系のあり方、それから国内鉱山の、たとえば銅は最低十萬トンは確保するんだということを前提にした政府の施策というものが明確であるのかないのか、あしたの金属鉱山はどこに行くのかという不安感がやはり取り巻いておりまして、そういう面の、非常に重要な産業、企業に対するわれわれの取り組み方自身について大きな不安があるということをお願い申し上げます。

したがって、休廃止の問題についても、合理化はもうほぼ出尽くしてしまっていて、これ以上産業、企業全体の合理化というものについては大幅に期待できない。ですから、あとはもう基本的にこの産業がどうなるのかということを示していただきたい。もし国内鉱山が要らないというのであれば、われわれは組合運動として他に職場を求める運動に残念ながら転化をせざるを得ない。しかし労働組合としては、長年働いておられます職場において何とかして自分の山を守り、製錬所を守ろうとする意欲だけは十分に持っておりますので、何分先生方の御理解を得たいというふうに思っています。

○桑名義治君 いま参考人の方からお話がありましたように、今後のこの鉱山のあり方について何らかの処置をとる、あるいは何らかの方向づけをしていただかないと、労働者としては大変に困るというような意味の意見の陳述があったわけでございますが、その方向づけという方面についてはどのようにお考えになつていらつしやいますか。

○政府委員(増田実君) 国内の金属鉱山の重要性につきましては先ほど申し上げたとおりで、私どももそういう認識のもとに国内金属鉱山に対する行政を行うという基本的立場に立っております。ただ、ただいま原口参考人からお述べになります

したように、一つの数字でこれ以下に絶対下げないという数字というものを設け得られるのかどうか、これは、設けるということは私は一つの考え方でありまして、またこれが一つの政策方向になると思ひますが、現在の国内鉱山の生産、これは五十年の実績では約八萬トンということになっておりまして、私どもとしては、この十萬トン維持というものを考えておたわけでございますが、いろいろな事情でこれが落ちていくということとは非常に残念でございますが、そういう数字も現実として出ておるわけでございます。

今後、先ほど申し上げましたような基本的立場に立ちまして、各金属鉱山——銅、鉛、亜鉛その他を含めまして、いかなる方策をもっていくかというところにつきましては、現在鉱業審議会で検討が行われておるわけでございます。そういうことで、できるだけ早く国内鉱山対策の基本方針を出したいというふうには考えておりますが、以上のようなバックグラウンド——背景がございますので、これをいま直ちにどういうように持つていくかということにつきましてはここで答えできない次第でございます。

○桑名義治君 そういう意味で、この問題についてはやっぱり積極的に早く一つの結論を出すべきではないか、こういうふうにお考えしております。その点の最大の御努力をひとつお願いをしておきたいと思ひます。

それから、通産省の昭和五十一年度の鉱業政策の重点事項の第二項として、「国内における鉱物資源探鉱開発の推進」という項目があるわけでございますが、事業団の国内探鉱融資は五十一年度予算では前年度に比べて三億円増加と、こういうふうになっておるわけですか。ところが、対象鉱山数の減少、市況の低落、さらには長期不況、こういうことで融資の申し込みが減るのではないかと、うふうに考えられるわけでございますが、その見通し。

それから、この融資の対象が大手企業である、いわゆる資本金一億円以上、従業員が千人以上と

いうことですが、優良のいわゆるその意欲のある中小企業にまでこれは融資対象を広げる必要があるんじゃないかというように考えるんですが、この点についてはどのようにお考えですか。

○参考人(平塚保明君) お答え申し上げます。

五十一年度の国内融資枠は、昨年に比べまして三億円ふやしていただきました。四十億円に相なったのでございまして、使い切れないではないかという御指摘がございましたが、実は、御案内のように、大手の中の五つの鉱山を持つております三菱金属が、いろいろ不況のために鉱山をこの七月切り離すということに決定いたしましたようございまして、上期につきましては事業団の融資の対象にいたして、ただいまヒヤリングをいたしてそれを計数整理をいたしておりますが、昨年度は三十七億全額融資をいたしました。したがって、ことしも三菱の五鉱山が分離しなければ、一般物価の上昇その他の関係で十分消化し得るものと考へておたわけでありまして、遺憾ながら五鉱山が下期から外れるのではないかと考へておりますので、ただいま御指摘のように四十億円で、これは事業費の六割以内融資することに相なっております。したがって、あるいは若干残るのではないかと懸念は持っております。

また、中小鉱山に対しても貸したらどうだという御指摘がございしますが、これは御案内のように、中小については探鉱奨励金、今年度たしか八億数千円、これは表向きは費用の半分までといううことに相なつておるわけですが、現実には半分までいかななくて、三分の一近いといううなことになるんではないかと考へられるわけでありまして、さようなことで両方を得るといふことは望ましいこととは思ひますが、これは国の政策でございまして、私からお答え申し上げますわけにはまいりません。

○桑名義治君 時間がございませんで、次に進みたいと思ひますが、鉱産物の輸入についてちょっとお尋ねしておきたいと思ひます。

今後の経済力を維持していくためにも、いまから先もいわゆる鉱産物資源を確保していかねばならないわけでございますが、わが国の非鉄金属資源の輸入というのは、現今世界一であるというふうに言われております。その輸入形態は単純買鉱、融資買鉱、開発輸入の三つがあるわけでございますが、昨年度における非鉄金属の輸入の三つの形態の比率はどういうふうになっておりますか。

また政府は、最近開発輸入を強力に推進をしておりますが、そのメリットについてお尋ねをしておきたいと思ひます。

○政府委員(増田実君) 四十九年度の実績で申し上げますが、銅につきましては、自主開発で入っておりますのが全体の五・二%、それから融資買鉱が五七・二%、いわゆる単純買鉱が三七・六、これで合計一〇〇でございます。大体一番多いのが融資買鉱の形になっておるといううことでございます。

それから鉛につきましては申し上げますと、自主開発で入っておりますのが九・二%、融資買鉱、これは少なくて三・五%、大部分が単純買鉱で八七・三%になっております。

それから亜鉛については申し上げますと、自主開発が七・二%、融資買鉱が五・二%、単純買鉱が八七・六%でございます。

大体以上のような内容になっておりますが、この単純買鉱と申しております中の大部分、ほとんど全部が長期取引ということになっております。それから、自主開発に対する考え方ですが、やはり必要な資源の安定確保を図りますために、これらの鉱山のある国との間のいろいろの協調、協力というものを前提として、今後の日本の必要資源というものの安定供給を図るためには、自主開発というものをひとつ進めなければならぬというふうにお考えしております。

○桑名義治君 そこで主要な鉱産物の開発製錬、こういったものは、国際的な大資本は、最近の開発途上国の資源ナショナルリズムの進展にもかかわらず依然として強力な地位を確保しているわけで

でございますが、彼らを無視しては何も決まらないというのが現状やむを得ない姿であるわけです。そこで、わが国の鉱産物の契約輸入の中で国際的大資本と契約しているのはどの程度か、また、海外の鉱産物資源の開発で国際的大資本と合同して開発しているというのがあるならば、お知らせ願いたいと思います。

○説明員(松村克之君) お答えいたします。

いま申し上げました銅、鉛、亜鉛につきましては輸入につきましてもございまして、これはLD C諸国が相当な部分を占めておりまして、一方では先生御指摘のように、ナショナルリズムの進展が非常に激しゅうございまして、いまお話のありました国際的な大企業の持つておりました鉱山が国有化、あるいは国営の鉱山に大分変わっているわけでございます。そういったこともございまして、日本が輸入しております鉱石について、いわゆる国際的な大企業から輸入しているというケースは非常に低いと考えております。

また、日本が現在自主開発等を行っております鉱山について、そういった国際的な大企業とはかつて探鉱を進めていた例は幾つかございまして、生産に入りまして、その鉱石が日本に入ってきているという例も、ちょっと数字、手元にございせんけれども、これも比率としては非常に少ないものであるというふうに考えております。

○桑名義治君 そこで、いわゆる現在行われている国連貿易開発会議ですが、これは第四回の総会が行われているわけですが、日本政府もこの会議に参加をしておられますが、わが国のこの会議に向けての方針と、その内容について簡単に伝え願いたいと思います。

○政府委員(橋本利一君) 先生も御承知のように、国連の貿易開発会議というのは南北問題を解決するための話し合いの場ということで、当時のプレビッシュ事務総長が提唱してやられたわけでございます。そういった意味合いで、われわれもこの南北問題、特に昨今非常に重要な問題になって

おります一次産品問題に真剣に取り組みたい、こういう立場でございまして、申すまでもなく、世界経済というのは相互依存と相互関係に立っております。その中でいかにして互いに共存共栄していくかというための方途を探るということでございますので、そういった意味合いできわめて真摯に協調と対話を進めていきたい。その場合にも、やはり開発途上国の自助努力も必要でございまして、それに応じて先進消費国としてもできるだけの協力はしていくということ、それから、先ほど来お話が出ておりますように、わが国の一次産品の輸入ウエイトが非常に高うございまして、そういった一次産品について安定輸入をするということ、資源の輸出国と十分に協調していく、こういう基本的な姿勢で対処してまいりたいと考えております。

○桑名義治君 発展途上国は、この総会に向けて数十に上る要求を用意しているというわけですが、その中の柱となるのは大きく二つある。

第一の柱は、最小限十品目について価格安定化のために三十億円の共通基金を設けようであるということ、すなわち一次産品総合計画である。第二の柱は、債務救済援助増額要求。現在、発展途上国全体で石油危機以来の世界的不況によって、非産油発展途上国を中心に経常対外収支は悪化し、赤字は四百億ドルに達する、こう言われておるわけですが、政府は、この二つの要求に対してどのように対処されるように考えておられるのか、伺っておきたいと思ひます。

○政府委員(橋本利一君) 第一番目のいわゆる総合プログラムでございまして、御指摘のように、共通資金をつくらせて国際的な緩衝在庫を特に重点的に十品目についてやりたい、こういうことでございまして。国際緩衝在庫自体について私たちがとしてはこれを否定しているわけじゃございませんが、一次産品と申しまして、その産品、商品の種類によって非常に特性が違いますので、商品ごとに検討いたしましたので、その結果、商品協定なりあるいは緩衝在庫制度が必要であれば、前向きに

対処していく、こういうことでございまして。

それから、債務累積の問題につきましては、これは非常にむずかしい問題でございまして、やはり一応債権債務関係をキャンセルするとか、あるいはこれを取り消していくといったようなことになりまして非常に問題がございまして、むしろ緊急に商品援助を先進諸国で話し合いをいたしまして、たとえば先日の日本側代表の演説では、十億ドル程度の金を先進国あるいは産油国も入れまして商品緊急援助として供与しようじゃないか、こういうような提案をいたしておるわけでございます。

○桑名義治君 時間が参りましたので、最後に大臣に伺って終わりにしたいと思います。朝からずっと質疑を通して、いづれにしてもこういった資源の問題は、あくまでも十二分に現在の日本の経済を安定させるためには確保していかなければならないという至上命令とともに、いわゆる国内企業の保護育成という面についても、これは十二分に配慮していかなければならないわけでございますが、この点についての大臣の御決意を最後に伺って、終わりにしたいと思います。

○国務大臣(河本敏夫君) やはりいろいろな問題を解決いたします場合にも、国内の企業ももう赤字で倒れそう、こういう状態では何もできないわけでございます。先ほど労働問題について原口参事から御意見が出ておりましたけれども、やはり労働問題一つを取り上げてみましても、これを前向きに解決するためには、国内の企業というものがあつての安定した収益というものを上げる、その上に立っているいろいろなものを解決していく、これがやっぱり先決だと思ふんです。でありますから、私も当初に申し上げましたように、国内資源の開発、それから海外における資源の開発、さらにまた景気変動に対処するための今回の備蓄制度、特に備蓄制度を通じて国内企業の安定を図っていききたい。非鉄金属はわが国産業にとりまして非常に大事な品物ばかりでございまして、十分総合的に配慮をしながら進めてまいりたい

い、かように考えております。

○委員長(柳田桃太郎君) 藤崎参事人及び原口参事人には、御多用中長時間にわたり御出席をいただき、また、貴重な御意見を拝聴させていただきました。委員一同を代表いたしまして厚くお礼を申し上げます。

○加藤進君 通産大臣に最初にお尋ねいたします。

今度の改正の一番主な目的は何であらうか、私なりに要約いたしますと、第一には、不況のなかで過剰在庫を抱えて苦しんでおられるわが国の金属鉱業を救済しようということ、第二には、金属鉱物資源の輸入を安定化させて、資源の輸出をしておられる発展途上国との友好関係を今後とも維持強化していく、こういうところに主な目的があるように私は理解いたしますけれども、この点について通産大臣はどのようにお考えになるでしょうか。

○国務大臣(河本敏夫君) いま二つの目標をお挙げになりましたが、まさにそのとおりでございまして。

○加藤進君 そこで、そういう目的に向かって今度の備蓄というのとはどのように行われるのか、また、いつからそれが開始されるのか、その点を具体的に伺いたいと思ひます。

○政府委員(増田実君) ただいま御審議をお願いいたしております備蓄制度でございまして、これは五十一年度の計画といたしましては、三百億円の備蓄資金を金属鉱業事業団を通じて備蓄を担当します新設される機関に貸し付ける、その貸し付けの場合に、金利につきましては六分五厘で貸し付けるということとございまして、これによりまして、備蓄機関が備蓄のための銅、鉛、亜鉛及びアルミの地金を合計三百億円備蓄を行うということとございまして、この制度によりまして、従来製錬業界が非常な減産を行い、その結果といたしまして海外の鉱石引き取りというものの削減を行っておりますが、この削減に対しましてできる

だけ削減を減らすということ、また、海外のこれらの鉱物、鉱石の産出国が非常に日本の購入削減によりまして苦境に立つておるわけでございますが、政府としてのそれに対する措置というものを行ったということ、今後のこれらの国との間の友好関係の維持にも努めたい、こういう趣旨でございます。

それからまたお尋ねの、備蓄制度をいつごろから発足させるかということにつきましては、この法案が国会で成立いたしました場合には、できるだけ早く実施に移したいと考えております。一応予算では十月一日からということになっておりますが、私どももいたしましては十月一日というのを待たないで、むしろいまから準備を進めまして、そしてできるだけ早く発足したいということ、できれば七月中に何とか発足したいというものが私どものいまの考え方でございます。

○加藤進君 いまの御説明をお聞きいたしましたとおり、主として非鉄金属業界の不況対策である、こういうことに一番主目的、ねらいがある、ということを感じてございますが、もしそれだつたらあえて法改正をしないでも、一般の在庫融資とか、あるいは滞貨融資などということ、十分にやり得るのじゃないかという疑問も出てくるわけでございますけれども、あえて法改正をせざるを得ないという積極的な特別の理由というもの、を、もう少し明確にしたいと思ひます。

○政府委員(増田実君) 今回の非鉄金属の備蓄制度は、国内の製錬業者が過剰在庫で持つております在庫を備蓄制度で買い上げて、これによって在庫減らしを行うという趣旨ではございませんで、先ほど先生からもお話がございましたように、日本が非常に大きく海外の鉱石に依存して居るわけですが、その鉱石の長期引き取り契約が円滑にいかない。そのためにこれらの国々に対して非常にいろいろな意味の悪い影響を及ぼしている、これを解決したいということで、輸入の安定化あるいは一次産品対策としてこの制度を発足させよう、こういう趣旨でございます。そういうことで今回の備蓄制度というものをを行いますためには、金属鉱業事業団を通じて融資制度が必要だということ、御審議をお願い申し上げている次第でございます。

○加藤進君 いま御説明のように、発展途上国の要求しておるような一次産品の対策として備蓄を行うということであるなら、実際に鉱石なりあるいは精鉱なりを輸入する、いわば水際の問題として考えなくては実際上の効果はないのではないかと、地金の問題で、地金を備蓄するということでは、本来の一次産品国の要望に対して十分こたえ得るような問題の解決ではないのではないかと、こう考えますけれども、その点はいかがでしょう。

○政府委員(増田実君) いまの御質問は、地金を備蓄するよりもむしろ鉱石の輸入を行つて、そして一次産品対策というものをやるべきではないかという御趣旨だと解しますが、私どもの方は鉱石引き取りの増加も、これは別途いろいろの方策を通じてその促進を行つておるわけでございします。たとえて言いますと特別ユーザンス制度、これは従来から非鉄金属にだけ適用いたしておる制度がございします、鉱石引き取りにつきましては特別ユーザンスというものを適用いたしまして、一年間のユーザンスというものを発行しておるわけでございします。それ以外にも一昨年の銅の輸出禁止の後から行いました、輸銀による鉱石引き取り資金特別融資という政策も行ってあります。しかしながら、それにもかかわらず鉱石の輸入引き取りを削減せざるを得ない。しかもこの鉱石が入りますと、これはどうしても製錬に移さなければならぬということ、鉱石も非常に過剰在庫になつておりますが、それと同時に地金が過剰在庫になつて居るということで、今回お願いいたしております制度は、さらにこの問題を解決するために新しく非鉄金属の備蓄制度を設けたい、こういう趣旨でございます。ですから、これだけでもって一次産品対策をやるといふことはございしません。

で、この制度をさらに新しく発足させることによりまして、一次産品対策というものをやりたい、こういう考えでございます。

○加藤進君 そこで具体的にお願いしますけれども、たとえば銅鉱石等々は、需要の落ち込みあるいは輸出停止措置などで、輸出国との間の交渉によつて従来の契約よりも輸入数量を削減しているというふうには聞いておりますけれども、現状はどうなつておりましたか。

○政府委員(増田実君) 銅鉱石、これは粗銅を含みますが、削減状況がどうなつて居るかということにつきましては実績で御説明申し上げたいと思ひますが、これは歴年で昭和四十九年の一年間の数量に比較いたしますと、昭和五十一年の一年間のカットがどれくらい行われたかということでございます。大体これはすべて長期契約に基づいて行つておるわけでございします、長期契約によりましてどれくらいカットしておるかという数字が出てくるわけでございします。カナダにつきましては三三・八の削減率でございします。それからフィリピンにつきましては二二・七、それからオーストラリアにつきましては二五・四の削減、あとチリとかザイルとかその他ございしますが、これらも相当大きなカット率で、全部といたしましては二五・二の削減でございします。

○加藤進君 平均ですね。

○政府委員(増田実君) はい。

○加藤進君 それでは、今回の備蓄制度が具体的に動くとなると、その場合には、いま申しました削減の中、何れくらいが再び輸入増加という形に生き返つてくるのか、その点の数量はどうでしょう。

○政府委員(増田実君) 今度の備蓄対象は銅、鉛、亜鉛、アルミという四品目になっておりますが、この中で特に銅につきましては予算の三百億の中、八割、二百四十億円を使うということに予定いたしております。そうなりますと大体五万トンの備蓄ができるわけでございしますが、これによりまして輸入がどれくらいふえるかということ

は、これはね返りですからなかなか想定するのはむずかしいわけでございしますが、先ほど申し上げました二五のカットというのは、約二十万トンの削減になっております。これに對しまして今度行います備蓄が約五万トン、こういうことでございしますから、これだけでもとの数量に復活するということはとても無理でございしますが、先ほど申し上げましたように三百億円というものを政府が投入しまして、そして利子補給まで行つて、できるだけ引き取りを促進するという姿勢を示すということにも非常に大きな意義がある、こういうふうには私どもは考えております。

○委員長退席、理事熊谷太三郎君着席

○加藤進君 たとえば一万トンの地金を備蓄すると、備蓄するために買い上げるということでありまして、削減率を減らすように買い上げるということと輸入とが互いにリンクしていかないければ、資源輸出の発展途上国の要求にはこたえがたいんじゃないかという疑問を持つてございしますけれども、こういうことで友好関係の維持に役立つということが果たしてはつきり言えるのかどうか、その点をお尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(増田実君) 備蓄を行ひました会社はそれだけの鉱石の輸入義務を課するかどうか、これは技術的な問題がいろいろございします、基準をどこに設けて、それにどれくらいプラスする、といういろんな問題がございしますが、ただ私どもは、この制度が先ほどから申し上げておりますように、一次産品対策として発足いたしておりますから、この備蓄の買い上げ対象になり、それだけ在庫の減つた各製錬業者が、それに伴つて当然鉱石の引き取りというものをそれだけふやすということ、何らかしらのルールをつくらうということ、ただいま先生からおっしゃられましたように、地金備蓄と鉱石の輸入というものを何かしらリンクさせたい、こういうふうには考えております。

○加藤進君 今回の措置の対象となる金属の過剰

在庫というのは、それぞれどんなふうになつてい
るでしょうか。

○政府委員(増田実君) お答えいたします。

五十年末の在庫、つまり五十二年三月末の在
庫について申しますと、銅につきましては二十九
万六千トン、それから鉛が五万五千トン、それか
ら亜鉛が二十七万トン、アルミが四十三万トンで
ございます。これを月数で一応申し上げますと、
銅は三・五カ月分、鉛が一・五カ月分、亜鉛が
四カ月分、アルミが四・四カ月分でございます。

ただ、いま申し上げました在庫は生産者が在庫と一
応流通在庫、消費者在庫その他含めていわゆる銅
の在庫数字でございますが、これを生産者が在庫で
申し上げますと、銅は十八万七千トン、鉛が一
万トン、亜鉛が二十四万トン、アルミが三十四万
トンといふことになつておりました。これも月数で
申し上げますと、銅が三カ月強、鉛が〇・六カ
月、鉛は相当改善しております。亜鉛が四・九カ
月、アルミが四カ月強、こういう数字になつてお
ります。

○加藤進君 そのうちで買い上げの対象になるの
はどれくらいになるんですか。

○政府委員(増田実君) 買い上げの数量につきま
しては、先ほど三百億円の配分で申し上げました
が、銅につきましては大体四万八千トン前後、そ
れから鉛は、これは在庫が減つておりますから、
あるいは買い上げ対象にならないんじゃないかと
思つております。亜鉛につきましては約一万ト
ン、アルミにつきましては一万トン強といふもの
を買い入れ対象にしたい、こういうふうに考
えております。

○加藤進君 そうしますと、なおかなりの過剰在
庫が残るといふふうに数字的にはつきり言えま
すね。そこで、買い上げにリンクして先ほど申し
ましたように輸入がふえなければ、発展途上国と
の友好維持という今回の法改正の大きな目的の
一つがかなえられにくい状態になる。逆に輸入がふ
えることになれば、せっかく備蓄によつて買い上

げて過剰在庫を減らしたのに、またその水準を押し
上げるということになつて、結局自己矛盾に陥
るのではないかと。もし輸入をふやすし在庫も買い
上げるということになると、不況の間では際限な
く備蓄法人が買い上げなければならぬというよう
な結果になりやしないか、こういう疑問が起ころ
うわけでございますけれども、このような矛盾はど
んなふうに御説明をいただくわけでしょうか。

○政府委員(増田実君) 今度の備蓄制度によりま
してこの在庫問題あるいは輸入削減問題が全部解
決するのは、これは予算の金額からいいますと
とても困難と思ひます。ですから先生から御指摘
のように、これで全面的に問題が解決できないと
いうことは御指摘のとおりでございます。

ただ、先ほどから申し上げておりますように、
いわゆる一次産品対策として今回政府が世界に先
駆けてこのような制度をつくつたといふことは、
現在発展途上の非鉄金属産出国におきましては非
常に高く評価されておるわけでございます。日本
が輸入の削減をすることによりまして、それら
の国の中にはほとんど非鉄金属によつて国際収
支を賄つてゐる国もございまして、また、日本が輸
入を減らすといふことによりまして各鉱山の経営
が非常に苦況に立ち至つてゐるわけでございます
が、これに対する対策として、日本政府が相当な
予算をかけ、制度をつくつて、そしてできるだけ
鉱石の引き取りをふやすという努力をしてゐると
いうことにつきましては、非常に大きな期待とま
た感謝の声も上がつておるわけでございます。

ただ、冒頭に申し上げましたように、この制度
をやることによりまして全部の問題が解決する
といふことには、これは困難だといふことは率直に
認めざるを得ないわけでございます。

○加藤進君 通産大臣がちょっと退席しておられ
ますので何ですけれども、この法案の審議を通じ
て河本通産大臣がこういうことを言われて答弁さ
れております。今回の備蓄によつて東南アジア
からの輸入の促進を図りたい、こう言つておられ
るわけですが、この東南アジア地域という

のは、御承知のように、日本の金属大企業が商社
と協力しながら資源確保といふことで積極的に進
出しておる地域でございます。資本も投下し、利
権も確立してきた地域だといふことはもう周知の
とおりでございます。そして現地の安い労働力が
使われ、各地で大企業のための乱掘あるいは買い
あさり等々が行われて、日本の大企業の進出した
国では、残るのは穴ばかりだなどというようなま
ことに痛切な批判も出ておることは御承知のと
おりでございます。今回のこのような一時的な買
上げが発展途上国の自主的な発展に寄与するとい
ふことも、ここに進出してゐる日本の金属大
企業の利益を国内で守るばかりでなく、従来ど
おり外国においてもこれを擁護するといふことにむ
ける主眼があるのではないかと私たちは危
惧するわけでございますけれども、その点につ
いてはどういうふうにお考えになつてゐるでし
ょうか。

○政府委員(増田実君) 一例を挙げますと、たと
えばフィリピンにおける銅鉱山がございまして、
これは銅鉱石を全量日本に向けて出しておるわ
けでございます。しかも、従来からの長期取引、あ
るいは日本がその開発につきまして相当な資金
を提供してゐるという状況になつておるわ
けでございますが、日本におきまして銅の需要が大
幅に減つたといふことで、これを削減せざるを得
ないといふことを先方に要請いたしましたところ
で、非常にこれに対する反発があつたわけござ
います。そういう問題をどうしても解決しなければ
ならないといふことから、今回の備蓄制度とい
うものを発足させるということになつた次第で
ございます。

ただいま先生がおっしゃられましたように、た
とえばフィリピンにおける銅鉱山あるいはマレー
シアにおけるボーキサイト鉱山その他につきま
しては、いまの先生のおっしゃられるような、日本
の資本がその国におきまして非常に収奪的な行為
を行うとか、あるいはその鉱石の産出国の立場と
いうものを全く無視したような開発とか、ある

は鉱石の買い取りをしてゐるということとはござ
いません。非常にこれらの鉱山とそれから日本の輸
入しております業界との間は親密度があるわけ
でございます。ただ、これが削減することにより
まして最近いろんなトラブルが起つた、これを
何とか解決したいといふのが、これは政府と
してもやらなきゃならぬといふことで今回の法改
正をお願いしてゐる次第でございます。

○加藤進君 御説明は御説明として聞いておきま
すけれども、とにかく東南アジア地域における日
本の金属大企業あるいは商社のいろいろな目に余
るような、いわゆるエゴニミックアニマルといわ
れるような所業については、もう常識的なわれわ
れの判断になつてゐるものと思ひます。これは否
定しても否定しにくい問題ではないかと考えま
すけれども、その上に、では、一時的な買い上げ措
置を通じてそういう事態が何らかの改善の道に進
むのかといふことは、私は全然もうそれは望みがた
い点ではないかと。すると、従来のままのような状
態で海外における利権を確保しながら、その利権
のあるところについてはあくまで収奪的な鉱物資
源の開発を行う、こういうことが依然として続
いていくというところに、開発途上国との間の友好
親善関係を阻害するような要因が依然として今後
続き得るんじゃないか、その点私は危惧していま
す。質問を申し上げたわけでございますが、その点
について重ねて簡単に御答え願ひたいと思ひま
す。

○政府委員(増田実君) 先ほど御説明いたしまし
たように、たとえばフィリピンにおける銅鉱山と
日本との関係といふものは、ただいま先生の
おっしゃられるように収奪的な日本の企業といふもの
のビヘイビア等、これは全くございせん。それ
以外の東南アジア諸国におきましても、少なく
とも私どもが知る限りでは、ただいま先生の
おっしゃられたような非難といふものが現地から
起つてゐることはございせん。

ただ、もし非難が起つておるとすれば、日本
が総需要抑制といふものを行つて、そこで需要が

日本国内で減った、そのあふりを自分たちに及ぼすというのはいかではないか、しかも銅鉱山が全部鉱石を日本向けに輸出している、だから日本が買わなければその鉱山の生き死にの問題になる。日本の方は売れないといつて、そしてそのしわを海外に及ぼすというのはいかぬではないかといふことで、この一、二年せつかく友好的な協力関係ができておたにもかかわらず、いろいろのこれに対する反発が出てきたといふことで、先ほど申し上げましたように、政府としてもこれをこのまま放置できない、このために対日感情を非常に悪くし、また、将来の日本の資源の安定供給の確保にひびが入るといふことでこの制度が廃止したわけでございます。この制度によりまして、鉱物資源の日本の収奪がさらに促進されるといふようなことは私どもは夢にも思っておりませんし、また、事実としてもそういうことはないと確信しております。

○加藤進君 この問題は相当政治的な重要問題でございますから、この法案の質疑を通じて全部を説明するわけにはちょっといさかねると思ひます。しかし、私がいま言ったのは、従来のような状況が改善の道を見出し得るのかといへば、そういうことについてはこの法案の改正について余り注意が払われていない、こういう点だけはとくに私は指摘しておきたいと思ひます。

そこで、海外の開発輸入についても非常に重要な政策的意味を持つておるわけでございますけれども、国内の鉱山についてやはり国内資源を十分に維持開発していくという課題というのは、これもまた重要な問題だと思ひます。

そこで私、ちよつとこの法案を見ますと、第一条の目的の項について従来の現行法は、「優良な金属鉱物資源の確保を図り」といふ項目が非常に明確に出ておるわけでございますけれども、今回の新法案におきましてはこれが全部削除されている。これはどういふ意味なのか、その点についてともかく御説明いただきたい。

○政府委員(増田実君) 今回の改正案で、第一条

の目的に、ただいま先生からお挙げになりましたように「優良な金属鉱物資源の確保を図り」といふ文章が削除され、そのかわりに、「並びに金属鉱物資源の備蓄に必要な資金の貸付けを行い」といふことで、この言葉が入れかわつておるわけでございます。これにつきまして、それでは今回の改正によつて優良な金属鉱物資源の確保を図るというその目的を落としたかといふことの趣旨の御質問だろつと思ひますが、これは法制局との間でいろいろその条文の立て方といふものを行つたわけでございますが、今回「金属鉱物資源の備蓄に必要な資金の貸付けを行い」といふ文章を入れますために、従来のありました目的、つまり中目的に、「金属鉱物資源の確保を図り」といふのが中間に入つていたわけですが、これを入れますと、法文として成り立たないと申しますか、形式的に矛盾が生ずるといふことで落とされたわけでございます。そういう意味で、この改正によりまして金属鉱物資源の確保を図るという目的を落としたわけではございません。そして、この中目的を落としておりますが、最終目的としては、「もつて金属鉱物の国際競争力の強化と金属鉱産物の安定的かつ低廉な供給に資すること」といふ文章で目的を明確にいたしておるわけでございます。

そういうことで、るる申し上げましたが、いまの優良な金属鉱物資源の確保を図るという中目的を落としたのは、条文の立て方の技術的な問題から落ちたわけでございます。

○加藤進君 立法技術といふことにこの理由をすりかえていただくのは、私は事柄の重要性から見てやや理解しにくい点であるといふことだけは、とにかくつけ加えておきます。

そこで、今日の国内鉱山の推移を見ますと、昭和四十年には三百三十九の鉱山が存在して活動をしていた。これが昭和五十年になるとその四分の一に近い百六カ所に減退してしまつた。また、従業員の数も同様に見てみますと、昭和四十年の四万六千六百八人から一万九千三百七十八人と二分の一以下にこれもまた激減しておる。これは一体どう

いう現象なのか。この状況だけを見てみて、本気で本場に金属鉱物資源の確保を図つてきているのかどうか。その結果こうなつておるのかどうか。こういう重要な疑問が出てくるわけでございますけれども、一体どうしてこういう激減の状態が今日起こつておるのか。国内資源が放棄されつたのであるのか。その点について明確な御説明をいただきたいと思ひます。

○政府委員(増田実君) 国内の金属鉱山の維持発展という目的のためには、昭和三十八年に金属鉱山事業団、これは名前が違ひますが、そのときに発足いたしましたのも、国内の金属鉱山の維持発展を図りたいという趣旨でございます。それによりまして、先ほどから申し上げておりますような三段階方式によつて新しい鉱床を発見し、国内の鉱山の振興といふものに努めてきたわけでございますが、ただ結果的には、ただいま先生が数字をもつてお挙げになりましたように、相当な鉱山といふものが整理され、また金属鉱山労働者の数も減つております。この原因につきましては、鉱山の中には、残存鉱量といふものが減つてそのために閉山を余儀なくされたところ、あるいは価格、コストが割高といふことで経営を維持できなくなつたといふことで閉山のやむなきに至つたところがあるわけでございます。ただ、これもけさほどから申し上げておりますように、国内金属鉱山の維持発展といふものは通産省の鉱山対策の一つの重要な柱だと私も思つております。そういうことで今後国内の金属鉱山の維持育成といふものについては全面的な努力を重ねていきたい、こういうふうな考えをしております。

○加藤進君 努力をしながらこのような事態に陥つたといふ説明だけでは納得しかねるものがございますが、私は最近、金属鉱物探鉱促進事業団の「十年のあゆみ」といふ、御承知のこの著書を拝見いたしました。この中に「事業団十年の回顧と展望」と題する座談会を載せてありますが、この座談会の中で、当時日本鉱業協会の会長をしておられた新井友蔵さんが言つておられる言葉がご

ざいます。話が東南アジアの事情に及んだ中で、インドネシアは電力費が日本の三分の一、工賃は五分の一だと紹介した後で、それに続いてこう言つています。「今後国内とか国外とかいふ区別はなくなつてゆくと思ふんですね。とくに鉱山なんという労働集約型の産業は工賃の低い、原単位の低いところでやるべきですね。利益をあげるのは、国内でも国外でも一緒だと思ひますよ。」こういうふうなきわめて端的に腹の中を打ち明けられておるわけでありま。

私は、国内鉱山の約十年にわたる衰退の原因がこういう言葉の中に端的にあらわれておるような気がしてならぬといふことでござい。経済的な効率のみを追求する立場から徹底的な合理化を進め、労働者の首切りを押し進め、効率の悪い鉱山部を分離して切り捨て。国内鉱山破壊の政策が容赦なく今日遂行されていくことが証明されておるような気がしてしやうがない。これはわが国の石炭産業についても基本的には同様の傾向だといふことは、先ほど来の委員の質疑の中でも発言されたとおりであります。

もちろん、わが国は資源が少ない国でござい。すから、海外からの輸入などに頼るべきでないなどという暴論を申し上げておるつもりではござい。ません。したがって、外国からの輸入についてもこれらの資源の産出国との間の平等互恵の経済関係を維持確立していくといふことはきわめて重要だといふことを私たちはむしろ強調しておるわけでございます。しかし、だからと言って、国内資源の重要な意義をいさかか軽く見ることはできない。私はこれは考えるわけでございますが、こういう先ほど来の新井さんの言葉に示されておるような考え方が鉱業資本家の中心部の意向であるといふならば、そういう見方からして、今日の日本の国内鉱山の現状を考える場合に、私はひとつしつかりとこの点についての反省と検討を要する問題ではないか、こういうふうな考えるわけでございます。その点につきましては通産大臣の所信を伺ひたいのでござい。これは前回の法改正のと

きにも山形前資源エネルギー庁長官が、こんな単純な古めかしい考えはこれからの資源エネルギー開発では維持することがむずかしいと、いわば否定的な答弁をされておることを私は知っています。で、国内資源開発を今後とも強化する、こう言っておられたわけでございますから、強化されるのであれば、その結果が当然数字の上でもあらわれていいはずであります。

ところが、現状はどうかと言うと、先ほど数字を申し上げましたように、また政府もこれを否定できないように減少の一端をたどりつつ、鉱山も減り、労働者も減退しているわけでありまして。だとすると、こういう資本側の基本的な姿勢を根本的に改めない限りは、今日のこのような状況が、たとえ暫定的には備蓄制度などというもので、一時的な糊塗的手段としてはある意味では若干の作用が起るかもしれないけれども、本質的には何ら改善でき得なくて今後ともこれが進行していくのではなからうか、こういう危惧を私は深く持つわけでございまして、その点につきまして河本通産大臣の御所見を承りたいと思ひます。

○国務大臣(河本敏夫君) 基本的には審議会という検討していただいておりますのでございまして、いづれにいたしまして、国内資源の開発というものは大変大切なことでございまして、その方向に努力するつもりでございまして。

○加藤進君 もう一度重ねて聞きますけれども、そういう努力は今日までも続けられてきたはずでございまして。続けられてきたにもかかわらず、現状は依然として変わらないのみか、ますます国内資源開発については深刻の一途をたどつておる。

だとすると、この問題についてもう少し深刻な反省と点検が、検討が必要ではないかと思うわけでございましてけれども、大臣、これは努力する覚悟でございましてという程度の御答弁では納得しがたいものを私は感ずるわけでございましてけれども、重ねて御意見を承りたい。

○国務大臣(河本敏夫君) なお、最近の実情につきましては、長官から先に答弁させます。

○政府委員(増田実君) 先ほど先生からおっしゃられました座談会は、これは石油危機以前の相当古いときの座談会でございまして、また、その内容は私は先生と同意見で不適当だと思います。やはり国内鉱山というものを推進していくということとは私どもの方の、先ほどから繰り返し申し上げておりますように基本政策でございまして、これは通産省の発言ではございせんので、こういうような立場には私どもは立っておりません。確かにいままで国内鉱山というものが非常に苦境に遭つておつたわけでございまして、これにつきましても維持育成というものにつきましては、予算面、それから租税面その他税制、すべての面にわたつて私どもとして今後とも努力を続けたい、こういうふうに考えております。

○加藤進君 私は、その点についてぜひ努力していただきたい。ただ、通産省そのものがこういう見解を持つておるわけじゃないかというところは、私も存じております。しかし、当の鉱山資本家の諸君の腹の中にこういう意向が常に存在しつつ、いまだこれは解消されていらないということであるならば、通産省の行政上の指導の上でも十分に今後注目して、このような事態を再び引き起こさないような具体的な指導あるいは助言を行うべきではないか、こう考えますけれども、この点についてはいかがでしようか。

○政府委員(増田実君) そのような指導助言を行う所存でございまして。

○加藤進君 先ほどもお触れになりましたけれども、いま聞かれております国連の貿易開発会議で、一次産品問題で発展途上国の要求を反映した総合プログラム、あるいは国際緩衝在庫という問題について相当の議論が行われているように聞いております。そこで、今回わが国で行われようとする備蓄措置は、これら発展途上国の要求に合うものであると考えるのかどうか。その点における若干のギャップと問題があるように感じますけれども、その点の政府の御認識はいかがでしようか。

○政府委員(増田実君) 今回御審議をお願いいたしておりますこの非鉄金属の備蓄につきましましては、現在UNCTADで討議されます備蓄制度あるいは緩衝在庫制度とは別でございまして、わが国独自の政策でございまして。ただ、今回お願いいたしておりますのがわが国の非鉄金属備蓄制度というものが一次産品対策であり、また、資源を産出してまいります開発途上国の繁栄につながるための一つの措置だ、こういうふうに考えております。

○加藤進君 その点について、発展途上国の意向と今日行われる備蓄制度とについては何ら矛盾はない、こういうふうに御認識しておられるわけでございまいしょうか。

○政府委員(増田実君) 発展途上国といたしましては、自分の国で産出しております資源というものの輸出が安定的に行われるということを希望いたしておるわけでございまして、そういう意味でこの発展途上国の希望に沿ひ得るものと思つております。

ただ、UNCTADでいろいろ現在検討されております制度とは性格が違ひますので、それと同じものあるいは同じ精神かどうかということについては、これはちよつと私どもとしてはもっと詳細に調べて、それらの制度との比較をしなければなりません。しかし結論的に申し上げれば、今回の私どもの方で計画いたしております非鉄金属備蓄制度は、発展途上国にとってはプラスであり、また、それらの国から感謝される制度というふうに確信しておる次第でございまして。

○加藤進君 それでは逆に言えば、国連で出されているような従来からの総合プログラムの計画あるいは国際緩衝在庫についてのいわば計画、意見というものについて、わが国としてはどういふうな対応をされるのでございまいしょうか。

○政府委員(橋本利一君) 御指摘の開発途上国あるいはUNCTADの事務局が提唱いたしております総合プログラムのポイントだけを申し上げますと、これは一定の共通基金というものをにつくり

まして、その共通基金を財源にいたしまして、対象の十八品目のうち特に十品目に重点を置いて国際的な緩衝在庫を設定したい、こういうふうな意見を承知しております。

私たちがいたしましたのは、実は国際的な緩衝在庫自体はこれは否定しているわけじゃないかといふ問題が解決のための有力な手段であらうといふふうには思つておりますが、ただ、一次産品の中にもその産品ごとにいろいろ特殊事情がございまして、たとえば在庫に適するものもあるし、適さないものもある。あるいはどの程度在庫すればそれが有効に活用するかしないかという問題もございまして。中には代替物があるかないか、こういう問題もございまして、一概に一次産品を通じての措置ということとはなかなか現実論としてむずかしいんじゃないか。物資ごと、商品ごとにその特質をよく検討いたしまして、その必要の範囲内において商品協定をつくる、あるいはその商品協定の中に必要とあらば緩衝在庫制度を設定していく、かようなやり方がよろしいんじゃないか。かと思つたわけでございまして。

先ほどの御質問にも関連するわけでございまして、開発途上国が緩衝在庫制度を打ち出しておられますのは、やはり輸出価格の安定化をねらつておるというふうに理解していいかと思ひます。そういった意味合いにおきましてやり方は若干異なりますが、今回の備蓄制度も本来ならば引き取り得ないようなものも引き取つておこう、どちらかと云えば、安定的に一次産品の輸入を促進しよう、維持しようという思想から出ておるわけでございまして、その意味では、実態的にはかなり私は近い線にあるんじゃないかと考えておるわけでございまして。

○加藤進君 昭和四十七年の鉱業審議会鉱山部会の政策懇談会で「今後の鉱業政策の基本的方向について」という文書が出ておりますね。これにございまして、御存じのとおりだと思ひます。この中で、国際商品である非鉄金属の需要ギャップの調整は世界的な需給関係の中で行うべきものであ

る、世界的な緩衝在庫制度の創設を検討する必要がある、こういういわば低開発国の共同要求を支持する立場で意見が述べられています。

また、昭和五十年三月に出された外務省の委託調査研究である「資源保有国によるカルテル化の動向と今後の見通し」報告書、これでごさいます。報告書の中でも、国際緩衝在庫に積極的な評価を与えております。こういう見解が少なくとも通産省関係の内部で相当強く出されてきておるといふことは事実でございますけれども、このような点からすると、発展途上国の要求しておるようなこの制度について、政府としても何らかの積極的な検討を行うということが必要ではないか。そういう必要性について、あるいは必要でないという見解について通産大臣の御所見を承って、きょう私の質問はこれで終わりたいと思います。

○政府委員(橋本利一君) 先ほどもお答えいたしましたように、国際緩衝在庫自体をわれわれとしては否定しているわけではございませんで、やはり商品の特性において考えるべきじゃなかるうかという立場でございます。現に先生も御承知のあのすず協定につきましては、一九六二年の第二次協定以降ずっと参加いたしておりまして、この七月から書きかえられる第五次のすず協定につきましても、すでに三月の十六日署名を完了しており、三月十七日に国会の方に提出いたしましたして批准をお願いしておる、こういう段階でございます。このすず協定の中には、御指摘の緩衝在庫制度と申しますか、二万トン程度のすずの在庫を持つといったようなことで、現在も運用いたしておるわけでございます。そういった意味合いで、国際緩衝在庫自体を否定するのではなくて、一次産品の商品ごとに検討した上で、必要とあらばそういった方向に持っていくべきだと、こういう立場において考えておるわけでございます。

○国務大臣(河本敏夫君) UNCTADは、第四回総会は御案内のようにこの五日から始まりまして、今月下旬まで続くわけでございますが、日本

の代表は去る十一日に演説をいたしました。これには、臨む基本的な方針は一口で申しますと、一次産品諸国との間に、話し合いによつていろいろな問題を積極的に解決していこうということでございます。

一つは先ほど来いろいろお話がございまして、一つは一次産品問題についての意見を交換して、これを何とかの形で解決していこうということと、第二は、過去の債権をどうするか、債権債務の関係をどうするか、この二つでございますが、いずれにしても、今回の総会では一遍にはなかなか解決しないと思ひますし、あと引き続きいろいろな会議がございまして、その会議等を通じて進捗するのだと思ひますが、いずれにいたしましても一次産品問題は、日本の態度といひましては、個々の商品ごとにとつて解決していこうじゃないか、そのために必要ならば金も出しましよ、パツファーストストックもやりまじよと、こういうことでございまして。一まとめにしてやるというのは、これはどうも実情に合わない。解決するということには異論はないけれども、一つ一つの具体的に解決できるような方向でひとつやっていきたいと思います、こういう考え方でござい

ます。

○委員長(柳田桃太郎君) 委員の異動について御報告いたします。

本日、藤井恒男君が委員を辞任され、その補決として向井長年君が選任されました。

○委員長(柳田桃太郎君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(柳田桃太郎君) 御異議ないと認め

ます。

それでは、これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願ひます。別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

ちよつと速記をとめてください。

〔速記中止〕

○委員長(柳田桃太郎君) 速記を起してください。

金属鉱業事業団法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(柳田桃太郎君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

竹田君から発言を求められておりますので、これを許します。

○竹田現照君 ただいま可決されました金属鉱業事業団法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、日本社会党、公明党、民社党の四党共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

金属鉱業事業団法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法施行にあたり、現在わが国の金属鉱業が長期的不況下にあつて重大な危機に直面している実情にかんがみ、国内鉱山の安定化対策を確立するため、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一、金属鉱産物備蓄制度の拡充強化を図るため、備蓄機関のあり方、対象品目、備蓄数量の増強等について検討するとともに、備蓄業務の実施にあたつては、公正かつ民主的な運用に留意すること。

二、国内金属鉱山における一定数量の生産を確保するため、国内探鉱融資制度、新鉱床探鉱費補助金制度及び税制、関税制度の改善、探鉱開発の合理的な促進、蓄積鉱害対策の推進等金属鉱業の保護育成を図ること。

三、国内金属鉱山における雇用の安定に資するため、鉱山労働者の労働条件の改善に努めるとともに、鉱山労働者の老後保障のため、年金制度の検討を含めて労働福祉対策の充実を図ること。

右決議する。

○委員長(柳田桃太郎君) ただいま竹田君から提出されました附帯決議案を議題として採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(柳田桃太郎君) 多数と認めます。よつて、竹田君提出の附帯決議案は多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し河本通産大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。河本通産大臣。

○国務大臣(河本敏夫君) ただいま議決をいたしました法律案に対する附帯決議につきましては、その趣旨を尊重いたしまして、万全を期する所存でございます。

○委員長(柳田桃太郎君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(柳田桃太郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時三十二分散会

昭和五十一年五月三十一日印刷

昭和五十一年六月一日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局

Y